

## 法務省行政事業レビュー外部有識者会合（第1回）資料集

資料1	公開プロセス対象事業選定の概要等について	1
	1 行政事業レビュー実施要領（抜粋）	
	2 令和4年度行事業レビュー公開プロセス対象候補事業リスト	
資料2	政策体系	6
資料3	令和4年度法務省行政事業レビュー（事業一覧）	15
資料4	令和4年度公開プロセス対象候補事業 （令和3年度行政事業レビューシート）	
	1 事業番号0017 各種犯罪への対応	18
	2 事業番号0049 登記事務の運営	31
	3 事業番号0055 人権擁護委員活動の実施	38
	4 事業番号0061 中長期在留者住居地届出等事務の委託	47
参考資料1	行政事業レビューについて	53
参考資料2	過去の公開プロセス実施状況 平成29年度 人権擁護委員活動の実施	55

## 令和 4 年度法務省行政事業レビュー 公開プロセス対象事業選定の概要等について

### 1 公開プロセス対象事業選定の考え方

資料 1 - 1 のとおり

### 2 公開プロセス対象候補事業

資料 1 - 2 のとおり

### 3 実施者

法務省選任の外部有識者 3 名及び内閣官房行政改革推進本部事務局選任の外部有識者 3 名

### 4 実施方法・実施時期（予定）

#### (1) 公開プロセス事前勉強会等

##### ① 事前勉強会（開催日：5 月下旬又は 6 月上旬を予定）

公開プロセス当日の限られた時間の中で、有意義な議論を行い、一定の結論を出すためには、事前に論点を限定（最大 3 つ程度）し、明確化するとともに、その論点が外部有識者間で十分に共有されている必要があることから、事前勉強会において、対象事業に係る論点の案を外部有識者に提示し、必要に応じて、外部有識者の問題意識やコメントを踏まえて修正し確定する。

##### ② 現地ヒアリング（開催日：5 月下旬又は 6 月上旬を予定）

上記の事前勉強会のほか、必要に応じて現地視察を行い、事業の理解を深める。

#### (2) 公開プロセス（開催日：6 月 20 日（月））

（インターネットによる公開）

各外部有識者は、公開プロセスにおいて、事業所管部局に対し各事業に係る意見等を発言

### 5 実施結果

各事業所管部局は、外部有識者による点検結果を踏まえ、事業の検証・改善を行い、翌年度の予算要求や予算執行等に的確に反映

平成 25 年 4 月 2 日策定  
平成 26 年 3 月 14 日改正  
平成 27 年 3 月 31 日改正  
平成 28 年 3 月 29 日改正  
平成 29 年 3 月 28 日改正  
平成 30 年 3 月 28 日改正  
平成 31 年 3 月 29 日改正  
令和 2 年 3 月 27 日改正  
令和 3 年 3 月 26 日改正  
令和 4 年 3 月 25 日改正  
行政改革推進会議

## 行政事業レビュー実施要領（抜粋）

### 第 2 部 事業の点検等

#### 2 外部有識者による点検

##### (2) 外部有識者会合

- ① 各府省庁は、(1) で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

#### 3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施

##### (1) 対象事業の選定

- ① チームは、2(3)の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、

- マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
- オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。
- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省庁において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。
- ④ 各府省庁は、公開プロセス対象事業の数を当該府省庁の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省庁は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
- ⑦ 事務局は、各府省庁が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省庁に対し、対象事業を追加させることができる。

# 令和4年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

資料 1 - 2

(単位:百万円)

府省名	法務省	公開プロセス開催日			6月20日			
事業番号	事業名	令和3年度 補正後予算額	令和4年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
0017	各種犯罪への対応	2,181	1,652	オ	国際犯罪や組織的犯罪の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備するとともに、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。	近年急増しているサイバー犯罪、国際的組織犯罪などの社会情勢を反映するため、検察庁職員に対してデジタルフォレンジックなどの各種研修を実施しているところ、今後、このような各種犯罪に適切に対応していくためには、時代に即した人材の育成が求められることから、これらの研修の在り方について、外部有識者の知見を活用するもの。	社会情勢を反映した各種犯罪に対応するため、検察庁職員に対し各種研修を実施しており、とりわけ情報通信技術を用いた犯罪は、多様化・複雑化しているため、最先端の知見や技術を積極的に取り入れるためデジタルフォレンジックなどの研修を実施しているところ、本研修において、 1 その成果を客観的に把握する方法としてどのようなものが適切か 2 時代に即した人材育成を推進していくため、研修に新たに取り入れるべき点や改善すべき点はないか	
0049	登記事務の運営	5,413	5,986	イ	不動産登記制度は、国民の重要な財産の一つである不動産について、その物理的現況及び不動産に関する権利の変動を公簿に記録して公示することにより、不動産取引の安全と円滑に資する制度であるとともに、国土開発・徴税等の国家施策の基礎をなす制度である。 また、商業・法人登記制度は、会社・法人について、その組織と業務内容を明らかにして、取引秩序を維持する制度である。これらは、いずれも国家運営の基本をなすと同時に、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支える制度であり、これを適正・円滑に運営するため、窓口整備、登記審査事務機器等の整備等の施策を実施するものである。	不動産取引のうち、特に土地の取引においては、当該土地の沿革及び権利関係を確認することが一般的であり、土地の閉鎖登記簿の謄抄本又は閲覧請求に対する需要が相当数あることから、津波や河川の氾濫などの自然災害から当該登記簿の保全を図ることなどを目的として、当該登記簿の電子化作業を行っている。 近年、これらの自然災害が多発しているため、当該作業を鋭意進めているところであるが、当該作業に係る入札において不調や一者応札となった事案が複数あり、調達仕様の見直しについて検討する必要性が生じたため、本件事業を選定したものである。	本件調達は、比較的粗悪率の高い登記用紙をスキャンして電子化する作業ではあるものの、一般的な電子化作業と大きく変わるものではなく、対応が可能である業者は複数存在するものと思われるが、幅広く調達情報の提供を行っているにもかかわらず、一部の者しか調達に参加しない状況である。そこで、外部有識者の知見をいただきながら調達手続や調達仕様の問題点を洗い出し、これらの見直しを図ることによって、より競争性のある調達を実施することができるのではないかと。	

0055	人権擁護委員活動の実施	1,523	1,529	イ	<p>①人権擁護委員制度は、昭和23年、日本国憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって自由人権思想の普及高揚を図ることが望ましいとの観点から発足したものであり、人権擁護行政の重要な役割を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4,000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、民間人の視点に立って、地域に根ざした身近な人権擁護活動を展開し、人権啓発活動、人権相談及び人権侵害の被害の救済を行っている。</p> <p>②人権擁護委員の活動をより実効的なものとするため、委員制度や委員の役割等について広報活動を実施する。</p>	<p>近年、人権擁護行政を取り巻く状況は日々変化している。とりわけ、子どもの人権問題やインターネット上の人権侵害等の人権課題に適切に対応するためには、若い世代も含む幅広い年齢層から構成された人権擁護委員が活動に取り組むことが適当である。</p> <p>しかし、人権擁護委員については、高齢化の進展、年金受給年齢の引き上げや、高齢者であっても就業中の者が増加している社会情勢の影響から、平均年齢が上昇している。</p> <p>また、平成29年度に行われた本事業に係る公開プロセスにおいて、人権擁護委員の人材確保の観点から、人権擁護委員の認知度向上に向けた取組について指摘を受け、対応してきたところであるが、若い世代に対する人権擁護委員の認知度向上については今もなお課題となっており、当該世代を含む幅広い年齢層の人材確保に苦慮している。</p>	<p>・人権擁護委員制度の周知方法を見直し、若い世代に対する人権擁護委員の認知度の向上を図るなど、より幅広い年齢層の人材を確保するための方策として、どのような取組が考えられるか。</p> <p>・現職の人権擁護委員について高齢化が進んでいるところ、子どもの人権問題やインターネット上の人権侵害などの若い世代を含む幅広い年齢層の国民から寄せられる人権相談に適切に対応するためにはどのように能力向上を図るべきか。</p>	
0061	中長期在留者住居地届出等事務の委託	1,297	1,203	イ	<p>在留管理制度においては、出入国在留管理庁長官が在留外国人の情報を一元的・継続的に把握する必要があるところ、中長期在留者等の外国人の住居地情報については、市町村の長が外国人からの届出を受理し、出入国在留管理庁長官に通知したり、在留カードに記載する等の事務を行っている。</p>	<p>当該制度は、平成24年7月に開始され9年が経過しているところ、これまでの実施状況等を踏まえ、より一層のコスト面の向上等についても検証するため選定したもの。</p>	<p>・地方自治体が法定受託事務として実施する住居地届出受理業務等の在り方(適正化・効率化・省力化)について検討</p> <p>・出入国在留管理庁と地方自治体との連携や報告に係る業務の在り方(適正化・効率化・省力化)について検討</p>	

(注1) 公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。

(注2) 事業番号欄には、令和3年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3) 対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)

(注4) 選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)
- オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

## 政策体系

## 基本政策

## 政策

## 施策

## 基本法制の維持及び整備

- 1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）
  - (1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）
- 2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。）
  - (1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）
  - (2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）
  - (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。）
  - (4) 法教育の推進（国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。）
  - (5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、施設整備、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）
- 3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。)

法秩序の確立による安全・安心な社会の維持(犯罪被害者等のための施策を含む。)

- 4 再犯の防止等の推進(再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。)

- (1) 国と地方公共団体が連携した取組等の実施(再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組や、民間資金の活用等、新たな手法を活用した取組を実施する。)

- 5 検察権の適正迅速な行使(国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。)

- (1) 適正迅速な検察権の行使(刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)
- (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営(検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

- 6 矯正処遇の適正な実施(被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。)

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備(矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。)
- (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施(被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。)
- (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施(職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。)

- 7 更生保護活動の適切な実施(犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) 保護観察対象者等の改善更生等(保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。)
- (2) 医療観察対象者の社会復帰(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促

進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。)

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し、適正な審査及び決定を行う。）

#### 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的对処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備

13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）

法務行政における国際化対応・国際協力

14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。）

法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を

	確保し、能力の開発・向上を図る。)
--	-------------------

## 総合評価方式により事後評価を行う政策等

【政策体系上の位置付け： - 1 - (1)】

評価対象	社会経済情勢に対応した基本法制の整備（評価実施単位：施策）
担当部局	大臣官房秘書課政策立案・情報管理室、民事局総務課、刑事局総務課
評価実施時期	令和7年8月
政策・施策内容	<p>情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。</p>

【政策体系上の位置付け： - 2 - (2)、(4)】

評価対象	法教育の推進・法曹養成制度の充実（評価実施単位：施策）
担当部局	大臣官房司法法制部司法法制課
評価実施時期	令和8年8月
政策・施策内容	<p>法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。</p>

【政策体系上の位置付け： - 2 - (3)】

評価対象	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（評価実施単位：施策）
担当部局	大臣官房司法法制部審査監督課
評価実施時期	令和6年8月
政策・施策内容	<p>国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。</p>

【政策体系上の位置付け： - 2 - (5)】

評価対象	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（評価実施単位：施策）
担当部局	大臣官房国際課
評価実施時期	令和6年8月
政策・施策内容	<p>国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に</p>

向けて、施設整備、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。

【政策体系上の位置付け： - 5 - (2)】

評価対象	検察権行使を支える事務の適正な運営（評価実施単位：施策）
担当部局	刑事局総務課
評価実施時期	令和7年8月
政策・施策内容	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。

【政策体系上の位置付け： - 6】

評価対象	矯正処遇の適正な実施（評価実施単位：政策）
担当部局	矯正局
評価実施時期	令和9年8月
政策・施策内容	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。

【政策体系上の位置付け： - 7】

評価対象	更生保護活動の適切な実施（評価実施単位：政策）
担当部局	保護局
評価実施時期	令和9年8月
政策・施策内容	犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。

【政策体系上の位置付け： - 8 - (1)】

評価対象	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（評価実施単位：施策）
担当部局	公安調査庁総務部総務課
評価実施時期	令和5年8月
政策・施策内容	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。

【政策体系上の位置付け： - 10 - (3)】

評価対象	債権管理回収業の審査監督（評価実施単位：施策）
担当部局	大臣官房司法法制部審査監督課
評価実施時期	令和8年8月
政策・施策内容	

暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。

【政策体系上の位置付け： - 11 - (1)】

評価対象	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防 (評価実施単位：施策)
担当部局	人権擁護局総務課、調査救済課、人権啓発課
評価実施時期	令和5年8月
政策・施策内容	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。

【政策体系上の位置付け： - 12 - (1)】

評価対象	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理(評価実施単位：施策)
担当部局	訟務局訟務企画課
評価実施時期	令和7年8月
政策・施策内容	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。

【政策体系上の位置付け： -14-(2)】

評価対象	法務行政における国際協力の推進(評価実施単位：施策)
担当部局	法務総合研究所総務企画部企画課
評価実施時期	令和6年8月
政策・施策内容	国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。

評価実施時期以外の年度においては、そのフォローアップのため、毎年度の取組に係る実施状況やその課題等を適宜の様式により中間報告をするものとする。

実績評価方式又は事業評価方式により事後評価を行う施策

政策体系		備考
基本政策		評価方式 (評価時期)
政策		
施策		
基本法制の維持及び整備		
3	法務に関する調査研究	事業評価方式 (令和5年8月)
	(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	
法秩序の確立による安全・安心な社会の維持		
4	再犯の防止等の推進	実績評価方式 (令和6年8月)
	(1) 国と地方公共団体が連携した取組等の実施	
国民の権利擁護		
10	国民の財産や身分関係の保護	実績評価方式 (令和6年8月)
	(1) 登記事務の適正円滑な処理	
	(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	実績評価方式 (令和5年8月)
出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備		
13	出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備	実績評価方式 (令和5年8月)
	(1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	

実績評価方式により事後評価を行う施策について、評価を行わない年度においては、モニタリングのため、実績の測定結果を報告するものとする。

<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:#d9534f; border:1px solid black;"></span> . . . 令和4年度公開プロセス対象事業（候補）	公 . . . 公開プロセス
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:#4f81bd; border:1px solid black;"></span> . . . 令和4年度外部有識者点検対象事業（候補）	行 . . . 前年度に行政改革推進会議から指摘を受けたため外部有識者点検対象事業となったもの
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:#808080; border:1px solid black;"></span> . . . 1億円未満の事業	新 . . . 前年度から新規に開始された事業であるため外部有識者点検対象事業となったもの
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:#ffffff; border:1px solid black;"></span> . . . 上記以外の事業	

## 令和4年度法務省行政事業レビュー（事業一覧）

（単位：百万円）

事業番号	事業名	3年度補正後予算額	4年度当初予算額	担当部局庁	外部有識者点検対象（案） （公開プロセス含む）					
					29	30	元	2	3	4
施策名：I-1-(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備										
0001	民事基本法制の整備	105	87	民事局				○		
0002	司法書士試験等国家試験の実施	35	36	民事局				○		
0003	刑事基本法制の整備	45	42	刑事局				○		
施策名：I-2-(1) 総合法律支援の充実強化										
0004	日本司法支援センターの運営（国選弁護士確保業務委託を除く）	15,160	15,664	大臣官房司法法制部	○					○
0005	国選弁護士確保業務委託	16,945	16,792	大臣官房司法法制部	○					○
施策名：I-2-(2) 法曹養成制度の充実										
0006	司法試験の実施	838	726	大臣官房人事課					○	
施策名：I-2-(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化										
0007	裁判外紛争解決手続（ADR）認証制度実施	11	9	大臣官房司法法制部					○	
施策名：I-2-(4) 法教育の推進										
0008	法教育の推進	29	30	大臣官房司法法制部				○		
施策名：I-2-(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備										
0009	国際仲裁活性化基盤整備調査	142	119	大臣官房国際課				○		
施策名：I-3-(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言										
0010	法務に関する調査研究	41	34	法務総合研究所				○		
施策名：II-4-(1) 国と地方公共団体が連携した取組等の実施										
0011	再犯の防止等の推進（地方公共団体における再犯防止の取組の促進、広報・啓発活動等）	47	57	大臣官房秘書課			○			
0012	再犯の防止等の推進（ソーシャル・インパクト・ボンドの活用）	17	26	大臣官房秘書課						新
施策名：II-5-(1) 適正迅速な検察権の行使										
0013	裁判員裁判への対応	26	24	刑事局			○			
0014	選挙事犯の取締り対応	33	37	刑事局					○	
0015	検察事務処理への対応	6,829	5,343	刑事局		○				
施策名：II-5-(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営										
0016	検察庁における司法修習の実施	31	20	刑事局	○					○
0017	各種犯罪への対応	2,181 (114)	1,652 (131)	刑事局			○			★
施策名：II-6-(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備										
0018	受刑者就労支援体制等の充実	849	1,012	矯正局	行					公
0019	矯正施設の保安及び処遇体制の整備	12,666	5,892	矯正局			○			
0020	矯正の企画調整の実施	133	136	矯正局				○		
施策名：II-6-(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施										
0021	地域生活定着支援の推進	574	544	矯正局	○					○
0022	被収容者生活関連業務の維持	22,168	22,634	矯正局					○	
0023	社会復帰に必要な刑務所作業の実施	3,798	4,048	矯正局				○		
0024	留置施設の維持管理に係る実費償還	4,715	4,673	矯正局			○			
施策名：II-6-(3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施										
0025	刑事施設の民間委託運営	3,724	3,703	矯正局	○					○
0026	PFI刑務所の運営	15,017	11,671	矯正局		○				

事業番号	事業名	3年度 補正後 予算額	4年度 当初 予算額	担当部局庁	外部有識者点検対象(案) (公開プロセス含む)					
					29	30	元	2	3	4
施策名：II-7-(1) 保護観察対象者等の改善更生等										
0027	更生保護施設整備事業への補助	73	315	保護局		○				
0028	就労支援事業への補助	27	27	保護局	○					○
0029	保護観察の実施	11,692	11,417	保護局			公			
0030	犯罪予防活動の促進	701	649	保護局	○					○
0031	仮釈放等の審査決定	44	42	保護局			○			
0032	自立更生促進センターの運営	155	157	保護局				○		
0033	犯罪被害者等の支援	91	91	保護局			○			
0034	更生保護情報ータルネットワークシステムの運用	372	-	保護局					○	
施策名：II-7-(2) 医療観察対象者の社会復帰										
0035	医療観察の実施	276	278	保護局		○				
施策名：II-8-(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等										
0036	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	510	429	公安調査庁		○				
0037	オウム真理教に対する観察処分の実施	25	29	公安調査庁			○			
0038	公安情報電算機処理システムの整備・運用	1,798	95	公安調査庁				○		
施策名：III-10-(1) 登記事務の適正円滑な処理										
0039	登記所備付地図整備の推進	4,837	4,897	民事局					○	
0040	登記事項証明書等の交付事務等の委託	8,265	8,356	民事局				○		
0041	登記情報システムの維持管理	529	-	民事局					○	
0042	オンライン登記申請システムの維持管理	-	-	民事局		○				
0043	地図情報システムの維持管理	-	-	民事局	○					
0044	電子認証システムの維持管理	406	-	民事局		○				
0045	登記情報提供システムの維持管理	1,889	-	民事局	○					
0046	債権・動産譲渡登記事務の運営	285	-	民事局	○					
0047	成年後見登記事務の運営	388	-	民事局		公				
0048	所有者不明土地問題の解消	1,383	1,494	民事局					○	
0049	登記事務の運営	5,413 (390)	5,986 (13)	民事局					○	★
施策名：III-10-(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理										
0050	国籍・戸籍事務等の運営	8,368	16,074	民事局					○	
0051	供託事務の運営	879	289	民事局			○			
0052	遺言書保管事務の運営	481	122	民事局				○		
施策名：III-10-(3) 債権管理回収業の審査監督										
0053	債権管理回収業の審査監督	10	10	大臣官房司法法制部			○			
施策名：III-11-(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防										
0054	人権侵害による被害者救済活動の実施	295	323	人権擁護局			○			
0055	人権擁護委員活動の実施	1,523	1,529	人権擁護局	公					★
0056	全国的視点に立った人権啓発活動の実施	416	325	人権擁護局		○				
0057	人権関係情報提供活動等の委託等	323	353	人権擁護局					○	
0058	地域人権問題に対する人権啓発活動の委託	1,011	956	人権擁護局					○	
施策名：IV-12-(1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理										
0059	訟務事件の適正処理	917	784	訟務局		○				
施策名：V-13-(1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現										
0060	出入国管理業務の実施	9,863	9,948	出入国在留管理庁		公				
0061	中長期在留者住居届出等事務の委託	1,297	1,203	出入国在留管理庁		○				★
0062	被收容者等の処遇	2,140	1,323	出入国在留管理庁					○	
0063	バイオメトリクスシステムの維持・管理	-	-	出入国在留管理庁				○		
0064	出入国審査システムの維持・管理	-	-	出入国在留管理庁						
0065	外国人の出入国情報の管理	-	-	出入国在留管理庁		○				

事業 番号	事業名	3年度 補正後 予算額	4年度 当初 予算額	担当部局庁	外部有識者点検対象(案) (公開プロセス含む)					
					29	30	元	2	3	4
施策名：VI-14-(1) 法務行政の国際化への対応										
0066	国際会議運営費用の分担	58	64	大臣官房国際課					○	
0067	国際機関への拠出金	198	198	大臣官房国際課	○					○
施策名：VI-14-(2) 法務行政における国際協力の推進										
0068	国際連合に協力して行う国際協力の推進	95	127	法務総合研究所		○				
0069	開発途上国に対する法制度整備支援の推進	138	185	法務総合研究所			公			
施策名：VII-15-(2) 施設の整備										
0070	法務省施設の整備充実	32,693	24,273	大臣官房施設課	行	○				
施策名：VII-15-(3) 法務行政の情報化										
0071	法務行政情報化の推進	553	398	大臣官房秘書課		○				
0072	刑事情報連携データベースの運営	284	-	大臣官房秘書課					公	
いずれの施策にも関連しないもの										
0073	法務省職員に対する研修	268	317	法務総合研究所					○	
行政事業レビュー対象 計		207,128	188,074							

※金額については、単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない  
※3年度補正後予算額及び4年度当初予算額の括弧書きは、公開プロセスにおいて想定される論点に係る予算額(内数)

## 各種犯罪への対応

### 事業の目的

国際的犯罪組織、組織的薬物・暴力団関係犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し、迅速かつ確な捜査を遂げ、厳正な科刑を実現するとともに、被害者等支援を図ることを目的としている。

### 事業の概要

国際犯罪や組織的犯罪の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備するとともに、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。



### 対策

- 全国の検察庁職員に対して各種研修の実施  
(デジタルフォレンジックなどの各種研修の実施)
- 情報通信技術に関する知識の習得
  - 電磁的記録媒体等の保全・解析
  - 最新の技術及び機器等の情報収集・提供 など

### 期待できる効果

- 迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制整備の確保
- 社会情勢の変化に的確に対応できる検察運営の改善や検察機能の一層の強化

令和3年度行政事業レビューシート ( 法務省 )

事業名	各種犯罪への対応			担当部局庁	刑事局	作成責任者			
事業開始年度	不明	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	総務課	総務課長 佐藤 剛			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	刑法, 刑事訴訟法			関係する 計画、通知等	-				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度 以内)	国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団関係犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し、迅速かつ的確な捜査を遂げるため、厳正な科刑を実現するとともに、被害者等支援を図ることを目的としている。 また、特捜・財政経済事犯についても迅速かつ的確な捜査を遂げ、厳正な科刑を実現することによって、社会経済システムの安定・活性化を図ることを目的としている。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	国際犯罪や組織的犯罪の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備するとともに、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。 また、犯罪被害者への対応を円滑かつ厳正に行い、各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに、捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。								
実施方法	直接実施								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	1,649	2,153	2,313	2,154	1,902		
		補正予算	565	379	536	-			
		前年度から繰越し	343	565	344	485			
		翌年度へ繰越し	▲ 565	▲ 344	▲ 485	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	1,992	2,753	2,708	2,639	1,902		
	執行額		1,846	2,384	2,584				
	執行率 (%)		93%	87%	95%				
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		83%	94%	91%				
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	検察業務庁費	1,959	1,664	新たな成長推進枠:839 ・職員旅費 各種検察活動に必要な出張計画の変更による増 ・庁費 各種検察活動に必要な調査研究に係る調査委託経費の増					
	職員旅費	141	160						
	庁費	35	59						
	諸謝金	12	12						
	司法警察職員修習旅費	4	4						
	その他	3	3						
計	2,154	1,902							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-								

定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と平成30～令和2年度の達成状況・実績						
	<p>本事業は、国際的組織犯罪、組織的薬物犯罪等に対処し、迅速かつ的確な捜査を遂げ、厳正な科刑の実現、社会経済システムの安定・活性化等を図ることを目的としていることなどから、定量的な成果目標(いつまでにどの程度といった目標)を設定することが困難である。</p>			<p>適正・迅速な捜査処理及び公訴維持を図る。 各年度において、必要な体制を整備することで、適正・迅速な捜査処理及び公訴維持を図った。</p>						
定量的な成果目標の設定が困難な場合	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度	目標最終年度 -年度
		サイバー犯罪に対処するための捜査能力の向上のため、ネットワークフォレンジック研修参加者の理解度を100%とする。	ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果(研修を理解したとする回答率)		実績	%	100	100	100	-
	目標値	%	100	100	100	100	-	-		
	達成度	%	100	100	100	100	-	-		
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度	目標最終年度 -年度	
	サイバー犯罪に対処するための捜査能力の向上のため、デジタルフォレンジック研修参加者の理解度を100%とする。	デジタルフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果(研修を理解したとする回答率)		実績	%	96.6	100	100	-	-
	目標値	%	100	100	100	100	-	-		
	達成度	%	96.6	100	100	100	-	-		
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度	目標最終年度 -年度	
	被害者支援担当者の能力の向上のため、被害者支援担当者中央研修参加者の理解度を100%とする。	被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果(研修を有意義とする回答率)		実績	%	94.9	96.9	89.2	-	-
	目標値	%	100	100	100	100	-	-		
	達成度	%	94.9	96.9	89.2	89.2	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込	
	広報活動の実施回数			活動実績	回	1,231	1,105	252	-	-
				当初見込み	-	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込	
	事件の受理件数			活動実績	件	1,151,518	1,062,749	953,231	-	-
				当初見込み	-	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込	
	録音・録画の実施件数			活動実績	件	104,999	103,380	96,840	-	-
				当初見込み	-	-	-	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
				単位当たりコスト	円/件	1,603	2,243	2,710	-	
	(X)予算執行額/(Y)事件の受理件数			計算式	X/Y	1,845,823.00 /1,151,518	2,383,589.00 /1,062,749	2,583,584.00 /953,231	-	

政策評価	政策	検察権の適正迅速な行使(Ⅱ-5)										
	施策	検察権行使を支える事務の適正な運営(Ⅱ-5-(2))										
	測定指標	定量的指標		実績値	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標年度		
					目標値				-年度	-年度		
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)							
		サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	-	-	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。							
					施策の進捗状況(実績)							
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)							
		被害者支援担当者の育成	-	-	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。							
			施策の進捗状況(実績)									
定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)									
検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	-	-	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。									
			施策の進捗状況(実績)									
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係												
<p>国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し迅速かつ確かな捜査を遂げるため、厳正な科刑を実現するとともに、被害者等支援を図る。</p> <p>特捜・財政経済事犯についても迅速かつ確かな捜査を遂げ、厳正な科刑を実現することによって、社会経済システムの安定・活性化を図る。</p> <p>国際犯罪や組織的犯罪、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。</p> <p>犯罪被害者への対応を円滑かつ適正に行い、各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに、捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。</p> <p>本施策を推進することにより、社会情勢の変化に的確に対応できる検察運営の改善や検察機能の一層の強化を図る。</p>												
新経済・財政再生計画改革工程表 2020	取組事項	分野:	-	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		実績値	単位	計画開始時	2年度	3年度	中間目標	目標最終年度		
					-年度	-年度	-年度	-年度	-年度	-年度		
		成果実績	-		-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-	-			
		達成度	%	-	-	-	-	-	-			
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係												

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団関係犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し、迅速かつ的確な捜査を遂げるとともに、厳正な科刑を実現し、併せて、被害者支援等を図ることは、国民の社会のニーズにかなった重要な事業目的である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団関係犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し、迅速かつ的確な捜査を遂げるとともに、厳正な科刑を実現し、併せて、被害者支援等を図ること等を目的としているので、国が実施すべき事業である。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団関係犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し、迅速かつ的確な捜査を遂げるとともに、厳正な科刑を実現し、併せて、被害者支援等を図ること等を目的としており、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札を原則として、競争性が確保されている。		
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものではないか。	有	一般競争入札及び随意契約(企画競争)による支出のうち一者応札又は一者応募となったものについては、業者に入札の参加の呼びかけを行うなど改善を図っている。また、競争性のない随意契約として捜査公判支援機器の保守等があるが、当該機器は契約の相手方が開発したものであり、業務を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであることなどにより競争を許さないため妥当である。		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	使途を事業達成のために必要なものに限定している上、コスト削減に努めており、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	費目・使途は事業目的に対し、必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	工法の選択に当たり、不測の日数を要したため。			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	旅費法等の関係法令に沿った適切な執行や、謝金の支払基準の適切な運用により、経費の削減に努めている。			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	効果的かつ低コストで実施できている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	整備した成果物は十分活用している。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業への一環として実施している取調べの録音・録画装置の整備は、検察庁における取調べ等に対応するため検察庁に整備しているものであり、警察庁における事業とは対象が異なる。また、本事業の一環として実施しているサイバー犯罪に対処するための研修は、検察庁職員を対象とするものであり、警察庁において実施している事業とは対象者が異なる。	
	所管府省名	事業番号			事業名
	警察庁	20 - 0033			取調べ録音・録画装置の整備
	警察庁	20 - 0070	サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成		
点検・改善結果	点検結果	旅費については、旅費法等の関係法令に沿った適切な執行等により、執行額の削減が図られている。また、各庁において調達している物品等についても、積極的に競争入札を実施するなどして、執行額の削減が図られている。			
	改善の方向性	本年度についても、旅費法等の関係法令に沿った適切な執行や、市場動向・過去の調達実績や類似調達事案等を踏まえた物品調達を励行し、更なる経費の削減に努めるとともに、執行実績等を踏まえ、令和4年度予算に反映させることとする。			

外部有識者の所見

外部有識者による点検対象外である。

行政事業レビュー推進チームの所見

一部  
改善  
の  
事業  
内容

各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の縮減を図るべきである。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

縮  
減

光熱水料について、執行実績を踏まえた見直しを行ったほか、物品の購入数量を見直す等して経費の縮減を図った(▲87百万円)。

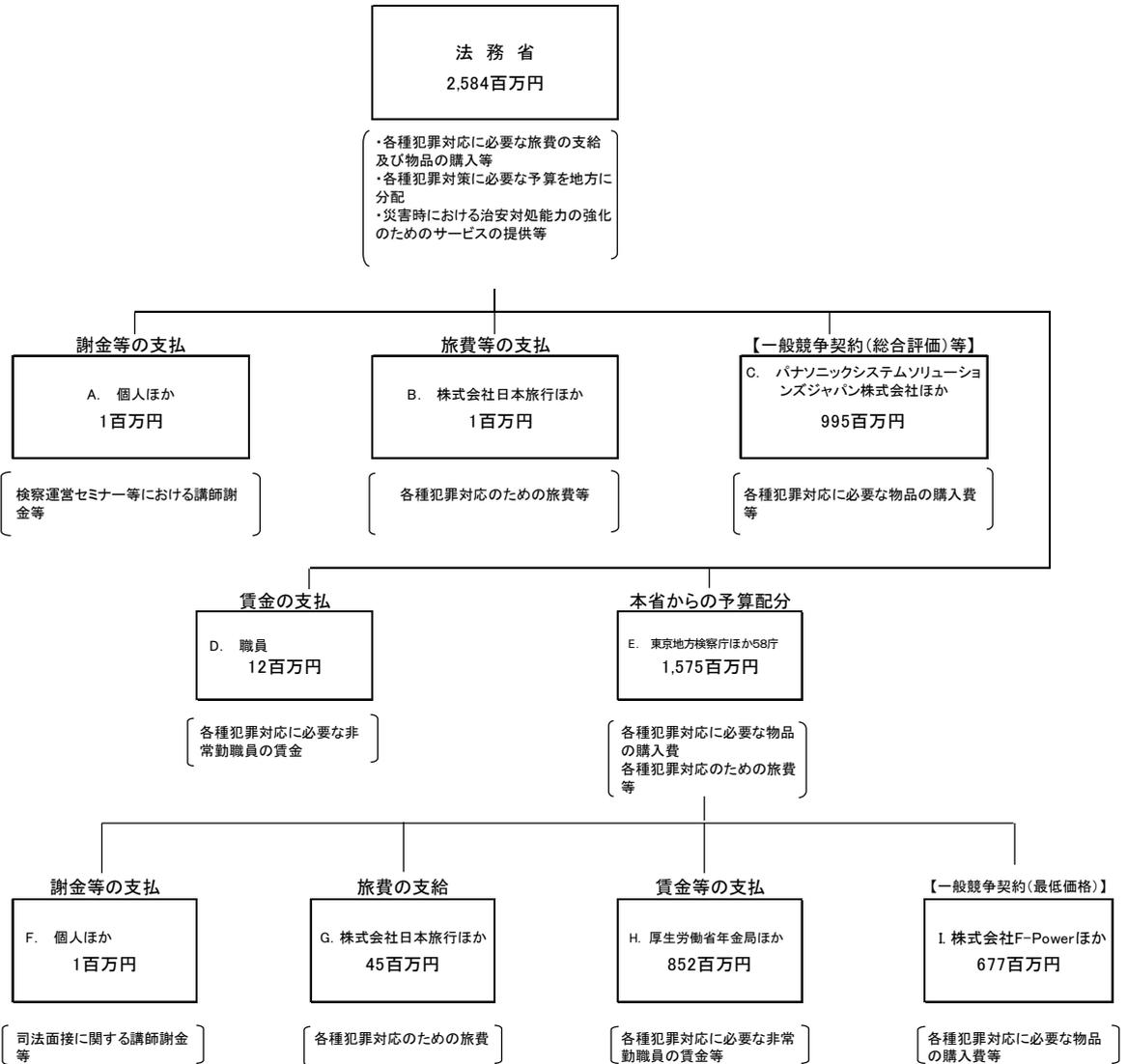
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0036			
平成23年度	0033			
平成24年度	0035			
平成25年度	0016			
平成26年度	0015			
平成27年度	0015			
平成28年度	0015			
平成29年度	0015			
平成30年度	0015			
令和元年度	法務省 - 0016			
令和2年度	法務省 - 0018			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)



費目・使途 （「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）	A.個人A			B.株式会社日本旅行		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	諸謝金	講師謝金	0.1	旅費	職員旅費	0.4
	計		0.1	計		0.4
	C.パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社			D.職員A		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	物品購入費等	物品購入等(取調べの録音・録画装置等)	315	賃金	賃金	4
	計		315	計		4
	E.東京地方検察庁(会計機関)			F.個人A		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
予算配分	各種犯罪への対応	197	諸謝金	講師謝金等	0.2	
計		197	計		0.2	
G.株式会社日本旅行			H.厚生労働省年金局			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
旅費	職員旅費	2	賃金	保険料等	8	
計		2	計		8	
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック <input checked="" type="checkbox"/>

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	講師謝金	0.1	その他	-	--	
2	有限会社エンカツ社	4010402017843	講師謝金	0.1	その他	-	--	
3	株式会社佐々木常夫マネージメント・リサーチ	7020001090742	講師謝金	0.1	その他	-	--	
4	個人B	-	講師謝金	0.1	その他	-	--	
5	税務署	-	講師謝金等に対する源泉徴収	0.1	その他	-	--	
6	個人C	-	会議出席謝金	0.1	その他	-	--	
7	個人D	-	講師謝金	0.1	その他	-	--	
8	個人E	-	講師謝金	0.1	その他	-	--	
9	個人F	-	会議出席謝金	0.1	その他	-	--	
10	個人G	-	会議出席謝金	0.1	その他	-	--	

## B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社日本旅行	1010401023408	職員旅費	0.4	その他	-	-	
2	職員A	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
3	職員B	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
4	職員C	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
5	職員D	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
6	職員E	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
7	職員F	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
8	職員G	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
9	職員H	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	
10	職員I	-	職員旅費	0.1	その他	-	-	

## C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	3010001129215	物品購入等(取調べの録音・録画装置等)	315	一般競争契約(総合評価)	1	99.3%	-
2	ソレキア株式会社	1010801004073	物品購入(捜査公判支援機器)	270	一般競争契約(総合評価)	1	99.7%	-
3	東芝デジタルソリューションズ株式会社	7010401052137	役務(捜査公判支援機器保守等)	82	随意契約(その他)	-	96.3%	-
4	東京センチュリー株式会社	6010401015821	賃貸借(検察総合情報管理用クライアントパソコン等)	78	一般競争契約(総合評価)	1	99.1%	-
5	株式会社紀伊國屋書店	4011101005131	物品購入(書籍)	49	一般競争契約(最低価格)	1	96.4%	-
6	ソフトバンク株式会社	9010401052465	物品購入等(通信用機器等)	46	一般競争契約(最低価格)	1	80.9%	-
7	日本電気株式会社	7010401022916	役務(システム保守業務)	19	随意契約(その他)	-	100%	-
8	広友物産株式会社	3010401081239	物品購入(自動契印装置)	15	一般競争契約(最低価格)	2	100%	-
9	セコムトラストシステムズ株式会社	4011001040781	役務(災害時緊急連絡サービス提供業務)	12	一般競争契約(最低価格)	1	91.7%	-
10	株式会社判例時報社	3010001006513	物品購入(書籍)	12	一般競争契約(最低価格)	1	98.8%	-

## D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	職員A	-	賃金	4	その他	-	-	
2	職員B	-	賃金	4	その他	-	-	
3	職員C	-	賃金	4	その他	-	-	

## E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京地方検察庁	6000012140010	各種犯罪への対応	197	その他	-	-	-
2	大阪地方検察庁	3000012140021	各種犯罪への対応	140	その他	-	-	-
3	最高検察庁	7000012140001	各種犯罪への対応	71	その他	-	-	-
4	名古屋地方検察庁	6000012140027	各種犯罪への対応	55	その他	-	-	-
5	横浜地方検察庁	5000012140011	各種犯罪への対応	52	その他	-	-	-
6	千葉地方検察庁	3000012140013	各種犯罪への対応	50	その他	-	-	-
7	神戸地方検察庁	1000012140023	各種犯罪への対応	41	その他	-	-	-
8	静岡地方検察庁	8000012140017	各種犯罪への対応	40	その他	-	-	-
9	京都地方検察庁	2000012140022	各種犯罪への対応	36	その他	-	-	-
10	さいたま地方検察庁	4000012140012	各種犯罪への対応	35	その他	-	-	-

## F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	講師謝金等	0.2	その他	-	-	-
2	税務署	-	講師謝金等に対する源泉 徴収	0.1	その他	-	-	-
3	個人B	-	講師謝金	0.1	その他	-	-	-
4	個人C	-	会議出席謝金	0.1	その他	-	-	-
5	個人D	-	会議出席謝金	0.1	その他	-	-	-
6	個人E	-	会議出席謝金	0.1	その他	-	-	-
7	個人F	-	講師謝金	0.1	その他	-	-	-
8	個人G	-	講師謝金	0.1	その他	-	-	-
9	個人H	-	講師謝金	0.1	その他	-	-	-
10	個人I	-	講師謝金	0.1	その他	-	-	-

## G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社日本旅行	1010401023408	職員旅費	2	その他	-	-	-
2	株式会社アイ・ダヴ リユー・エイ・ツアー	8290001011225	職員旅費	1	その他	-	-	-
3	アルプス・トラベル・ サービス株式会社	2010801000724	職員旅費	0.5	その他	-	-	-
4	名鉄観光サービス株 式会社	4180001033060	職員旅費	0.5	その他	-	-	-
5	職員A	-	職員旅費	0.5	その他	-	-	-
6	職員B	-	職員旅費	0.4	その他	-	-	-
7	職員C	-	職員旅費	0.3	その他	-	-	-
8	職員D	-	職員旅費	0.3	その他	-	-	-
9	職員E	-	職員旅費	0.2	その他	-	-	-
10	職員F	-	職員旅費	0.2	その他	-	-	-

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	厚生労働省年金局	-	保険料等	8	その他	-	--	
2	職員A	-	賃金	5	その他	-	--	
3	職員B	-	賃金	3	その他	-	--	
4	職員C	-	賃金	3	その他	-	--	
5	職員D	-	賃金	3	その他	-	--	
6	職員E	-	賃金	3	その他	-	--	
7	職員F	-	賃金	3	その他	-	--	
8	職員G	-	賃金	3	その他	-	--	
9	職員H	-	賃金	3	その他	-	--	
10	税務署	-	賃金に対する源泉徴収	3	その他	-	--	
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	<input checked="" type="checkbox"/>

費目・用途 <small>(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)</small>	I.株式会社F-Power			J.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	光熱水料	電気料	83			
	計		83	計		0

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社F-Power	2010701022133	電気料	83	一般競争契約 (最低価格)	2	73.2%	-
2	東京電力エナジー パートナー株式会社	8010001166930	電気料	48	一般競争契約 (最低価格)	2	85.2%	-
3	日本ファイリング株式 会社	9010001033642	物品購入(電動式移動棚)	34	一般競争契約 (最低価格)	1	91.7%	-
4	九州電力株式会社	4290001007004	電気料	25	一般競争契約 (最低価格)	7	59.4%	-
5	株式会社富士通エフ サス	8010401056384	物品購入等(ソフトウェア ライセンス等)	23	一般競争契約 (最低価格)	2	89.8%	-
6	株式会社紀伊國屋 書店	4011101005131	物品購入(書籍)	19	一般競争契約 (最低価格)	5	97%	-
7	株式会社ホープ	3290001029577	電気料	15	一般競争契約 (最低価格)	4	91.9%	-
8	株式会社メーベル	3120001001214	役務(電動式移動棚更新作 業)	13	一般競争契約 (最低価格)	4	96.7%	-
9	テブコカスタマーサー ビス株式会社	8010401146664	電気料	13	一般競争契約 (最低価格)	3	82.6%	-
10	株式会社エネット	9010401041641	電気料	11	一般競争契約 (最低価格)	5	91.7%	-

## 現状及び問題点

## 【現状】

不動産登記については、平成19年度末に全ての登記所においてコンピュータ化が完了したが、これに伴い閉鎖された土地登記簿についても、例えば土地取引の際に当該土地に係る所有者の履歴等を確認するなどのニーズがあるため、速やかに閲覧等に供することができるよう、膨大な量の閉鎖登記簿を登記所において保管している。

## 【問題点】

- ① 東日本大震災による津波の影響で閉鎖登記簿が流出等したほか、令和元年台風19号による庁舎浸水により汚損した。近年大雨による河川の氾濫等が多発しており、浸水による流出・汚損のリスクが非常に高まっている。また、近年、所有者不明土地問題への対応が強く求められているところ、閉鎖登記簿は土地所有者を探索・特定するための極めて貴重な情報であることから、保全の必要性がより一層高まっている。
- ② 膨大な量の閉鎖登記簿から目的の閉鎖登記簿を探索する必要があり、閲覧等に供するまでに多くの時間を要することから、良質なサービスを提供することができない。
- ③ 膨大な量の閉鎖登記簿を登記所で保管していることから、保存期間の延長により増加し続ける登記申請書類の保管スペースの確保に苦慮している。

そこで、土地閉鎖登記簿をスキャナを用いて電子化！

- ① 津波や河川の氾濫等による流出等により閉鎖登記簿を使用することができなくなった場合においても、閉鎖登記簿の謄本の交付請求等に対応することができる。
- ② さらに、閉鎖登記簿の迅速かつ簡易な検索を実現することが可能となり、請求者への行政サービスの向上を図ることができる。
- ③ また、閉鎖登記簿を登記所外の集中書庫等へ移送し管理することが可能となるため、保存期間を延長した登記申請書類の保管スペースの確保を図ることができる。

## これまでの取組

平成20年度から令和3年度にかけて、大都市や南海トラフ地震による被害が甚大となるおそれのある地域に所在する登記所で優先的に電子化作業を実施

## 今後の取組

近年、線状降水帯や台風による河川の氾濫等が多発  
→ いつどこで庁舎浸水が発生し、閉鎖登記簿が流出・汚損するか分からない！

近年多発する豪雨による河川の氾濫等に伴う庁舎浸水が予想される地域等に所在する登記所で優先的に電子化作業を実施し、電子化の完了を目指す。

令和3年度行政事業レビューシート ( 法務省 )

事業名	登記事務の運営			担当部局庁	民事局	作成責任者			
事業開始年度	昭和元年度以前	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	総務課	総務課長 村松 秀樹			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	不動産登記法(平成16年法律第123号)等			関係する 計画、通知等	-				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	不動産登記制度及び商業・法人登記制度を適正・円滑に運営することにより、不動産取引の安全及び円滑並びに会社・法人等に係る信用の維持を図り、もって国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支えることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	不動産登記制度は、国民の重要な財産の一つである不動産について、その物理的現況及び不動産に関する権利の変動を公簿に記録して公示することにより、不動産取引の安全と円滑に資する制度であるとともに、国土開発・徴税等の国家施策の基礎をなす制度である。また、商業・法人登記制度は、会社・法人について、その組織と業務内容を明らかにして、取引秩序を維持する制度である。これらは、いずれも国家運営の基本をなすと同時に、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支える制度であり、これを適正・円滑に運営するため、窓口整備、登記審査事務機器等の整備等の施策を実施するものである。								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	4,531	4,602	4,642	4,679	6,240		
		補正予算	-	224	16	-	-		
		前年度から繰越し	132	-	214	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	▲ 214	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		4,663	4,612	4,872	4,679	6,240		
	執行額		4,619	4,524	4,854	-	-		
	執行率 (%)		99%	98%	100%	-	-		
当初予算+補正予算に対す る執行額の割合 (%)		102%	94%	104%	-	-			
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	登記業務庁費	4,668.8	5,543	登記業務庁費:窓口整備経費の増、表示登記事務処理経費の増 登記事項証明書交付事務等委託費:閉鎖登記用紙等整備経費の増					
	登記事項証明書交付事務 等委託費	10	696.8						
	諸謝金	0.1	0.1						
	委員等旅費	0.1	0.1						
	計	4,679	6,240						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-								

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由		定性的な成果目標と平成30～令和2年度の達成状況・実績							
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標 本事業は、不動産登記制度及び商業・法人登記制度を安定的に運用し、不動産取引の安全及び円滑並びに会社・法人等に係る信用の維持を図ることを目的とするものであるため、定量的な目標の設定は困難である。		不動産登記制度等を安定的に運用し、不動産取引の安全及び円滑並びに会社・法人等に係る信用の維持を図る。 各年度において、窓口整備、登記事務審査機器等の整備を適切に実施するなどして、登記申請から公示までの事務が安定的に運用されたため、当該目標は達成されている。							
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度	目標最終年度 -年度		
	登記制度の適正・円滑な運営の目安として、登記の申請事件数に対して却下等の件数が占める割合を比較することにより、登記事件の動向を数値化して把握する。	却下、取下げの件数／不動産登記、商業・法人登記の申請事件数	実績	%	1.1	1.2	1.6	-	-	
			目標値	%	1.3	1.1	1.2	1.6	-	
			達成度	%	85	109.1	133.3	-	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込		
	登録申請の件数		活動実績	万件	1,442	1,353	1,214	-	-	
			当初見込み	万件	-	-	-	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込			
	X(年度ごとの執行額)/Y(年度ごとの登記所の総窓口開庁時間)		単位当たりコスト	百万円	2.2	2.1	2.3	-	-	
			計算式	X/Y	4,619百万円 / 2,126時間	4,524百万円 / 2,126時間	4,854百万円 / 2,126時間	-	-	
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策評価	政策	国民の財産や身分関係の保護(Ⅲ-10)							
		施策	登記事務の適正円滑な処理(Ⅲ-10-(1))							
	測定指標	定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度	
				実績値	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-		
	新経済・財政再生計画改革工程 2020	取組事項 (第一階層)	分野:	-	-					
			KPI (第一階層)		単位	計画開始時 -年度	2年度	3年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度
					成果実績	-	-	-	-	-
					目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-	
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係										
-										
<b>事業所管部局による点検・改善</b>										
	項目			評価	評価に関する説明					
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	国民にとって欠かすことのできない社会経済活動の基盤となる登記制度を運営するものであり、責任を持ってその運営に当たるべきである。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	国の制度である登記制度の運営であり、国が責任を持って、全国統一的に、その運営をすべきである。					
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	政策評価上、登記事務の適正・円滑な処理をする手段として、なくてはならない事業と位置付けられている。					
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	各種契約の締結に当たっては、業務の内容等を踏まえた上で、一般競争入札等の方式によることとしている。また、入札を実施する際には、仕様書の見直し、公告期間の長期設定、複数年度契約の活用等を行っている。					
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。			有	なお、競争性のない随意契約について、契約相手方は当初契約において一般競争入札により落札した者であり、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約相手方のみであり、競争を許さないものであったこと、契約の相手方のみが提供可能なサービスであったことから、随意契約をしたものである。					
	競争性のない随意契約となったものはないか。			有						
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	証明書等の交付に要する経費は登記手数料として納付され、受益者との負担関係は妥当である。					

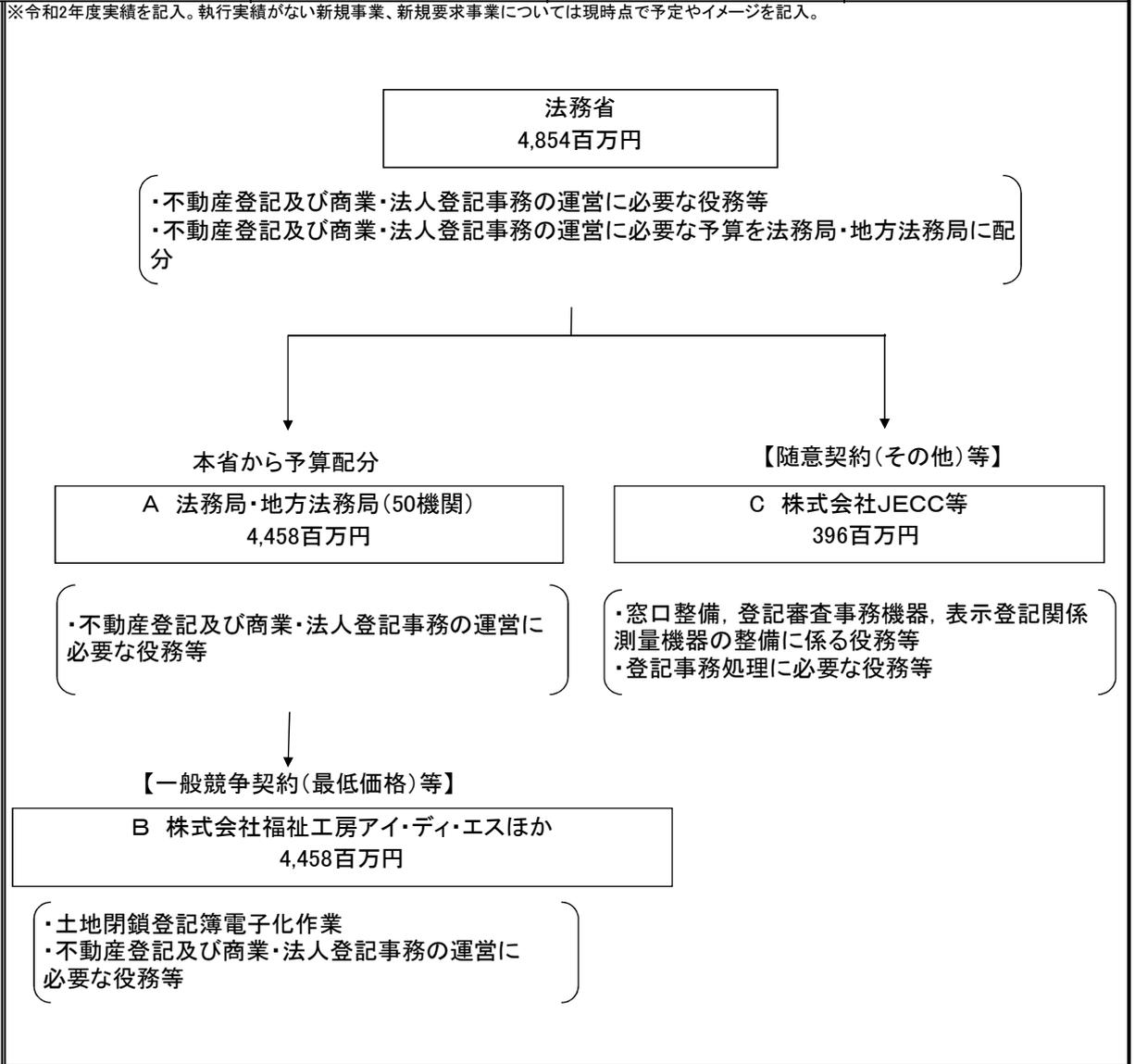
事業の効率性	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	調達に当たっては、原則として、一般競争入札を実施することにより、コスト削減に努めており、単位当たりのコスト等の水準は妥当である。 なお、単位当たりのコストについては、毎年度の登記所の総窓口開庁時間に変動がない反面、本事業が、取引の安全と円滑及び取引秩序の維持を目的として、登記申請事件処理、登記事項証明書交付事務等を行うための登記所窓口の整備、登記審査事務機器等の整備等を実施することにより、一定の予算が必要になることに鑑みると、単位当たりのコストは妥当な水準といえる。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業の運営に真に必要なものに限定されている。					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-					
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-					
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	一般競争契約の方式により、活発な価格競争を促すとともに、再リース等を用いた機器の効率的な利用により、経費の縮減に努めている。						
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	実績は事業の妥当性を検証するため代替的な達成目標に見合ったものとなっている。					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	登記によって、国民の権利の保全、取引の安全等が実現されている。					
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管府省名</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	所管府省名	事業番号	事業名		-	-	
所管府省名	事業番号	事業名						
	-	-						
点検・改善結果	点検結果	本事業は、「事業の目的」及び「事業概要」に示すとおり、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支える重要な施策であることから、引き続き、事業を円滑に継続していく必要があるところ、各要求事項について緊急性等を精査するとともに、役務の提供や物品等の購入契約に係る単価・数量については、市場動向、過去の調達実績や類似の調達事案等を踏まえ、これを適切に予算へ反映させることにより、一層の経費の節減を図った。さらに、各種契約の締結に当たっては、競争性のある調達方式により事業者を選定した。						
	改善の方向性	事業を円滑に実施するため、引き続き、各要求事項について緊急性等を精査することとし、役務の提供や物品等の購入契約に係る単価・数量については、市場動向、過去の調達実績や類似の調達事案等を踏まえ、これを適切に予算の概算要求へ反映させることにより、一層の経費の節減を図っていくこととする。さらに、各種契約の締結に当たっては、競争性のある調達方式により、事業者を選定することとする。						
<b>外部有識者の所見</b>								
<p>民間のさまざまな経済活動などが適正に行なわれることを保障するための情報基盤として国が担当するのにふさわしい事業であるが、それ自体の政策目的があるとは考えにくいことから、アウトカム指標の設定が困難な事業と整理した方が適切なのではないか。少なくとも現状の指標は、審査が適正に行なわれることによって問題ある申請が発見されている場合(望ましい事態)でも、適切に登記するために必要となる知識が十分に伝わっていないために瑕疵のある申請が大量に発生している場合(望ましくない事態)でも上がるという矛盾含みの状態になっており、概念的な整理が必要と思われる。一者応札・随意契約の解消など予算の適切な執行には今後とも継続的に取り組まれない。</p>								
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>								
現状通り	アウトカム指標の設定について見直しを行った上、引き続き効率的な予算の執行に努められたい。							
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>								
現状通り	外部有識者の所見のとおり、アウトカム指標の設定が困難な事業と整理し、従来のアウトカム指標を代替指標に位置づけた。ただし、外部有識者の指摘のとおり現状の指標は矛盾を含んだものとなっていることから、より適切な指標を検討することとする。また、一者応札・随意契約の解消に向けて、引き続き仕様の見直しを行うとともに、入札への参加が可能と思われる業者に対し、入札への参加を積極的に働きかけるなど改善に向けた取組を行う。							
<b>備考</b>								
支出先上位10者リストのB欄及びC欄の入札者及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。								

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0028		
平成23年度	0026		
平成24年度	0028		
平成25年度	0058		
平成26年度	0048		
平成27年度	0047		
平成28年度	0046		
平成29年度	0046		
平成30年度	0048		
令和元年度	法務省 - - 0048		
令和2年度	法務省 - 0050		

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
 (単位: 百万円)



**費目・用途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.東京法務局			B.株式会社福祉工房アイ・ディ・エス		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
予算配分	登記事務の運営に必要な経費	482	雑役務費	土地閉鎖登記簿電子化作業	89
計		482	計		89
C.株式会社JECC			D.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
借料及び損料	トータルステーションの賃貸借等	87			
計		87	計		0

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載  チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京法務局	-	登記事務の実施に必要な 経費	482	その他	-	-	-
2	横浜地方法務局	-	登記事務の実施に必要な 経費	265	その他	-	-	-
3	大阪法務局	-	登記事務の実施に必要な 経費	244	その他	-	-	-
4	福岡法務局	-	登記事務の実施に必要な 経費	224	その他	-	-	-
5	さいたま地方法務局	-	登記事務の実施に必要な 経費	211	その他	-	-	-
6	名古屋法務局	-	登記事務の実施に必要な 経費	197	その他	-	-	-
7	千葉地方法務局	-	登記事務の実施に必要な 経費	179	その他	-	-	-
8	神戸地方法務局	-	登記事務の実施に必要な 経費	145	その他	-	-	-
9	長野地方法務局	-	登記事務の実施に必要な 経費	140	その他	-	-	-
10	福島地方法務局	-	登記事務の実施に必要な 経費	131	その他	-	-	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社福祉工房 アイ・ディ・エス	5013401002278	土地閉鎖登記簿電子化作 業	89	一般競争契約 (最低価格)	1	98.2%	-
2	リコージャパン株式 会社	1010001110829	登記事務室の改修作業	51	一般競争契約 (最低価格)	7	86.7%	-
3	株式会社ジョーソン ドキュメンツ	3470001005972	土地閉鎖登記簿電子化作 業	51	一般競争契約 (最低価格)	2	94.3%	-
4	新日本法規出版株 式会社	5180001036822	書籍等の購入	39	随意契約 (少額)	-	-	-
5	株式会社東洋ノーリ ツ	8010001024196	窓口整備備品等の購入	38	一般競争契約 (最低価格)	3	91.2%	-
6	京セラドキュメントソ リューションズジャパ ン株式会社	8010901029220	複写機等の購入	24	一般競争契約 (最低価格)	4	77%	-
7	国土情報開発株式 会社	6010901004126	地図情報システムへの入 力データ編集作業等	21	一般競争契約 (最低価格)	2	38.8%	-
8	コニカミノルタジャパ ン株式会社	9013401005070	複合機等の購入等	20	一般競争契約 (最低価格)	4	72.8%	-
9	株式会社大塚商会	1010001012983	窓口整備備品等の購入	16	一般競争契約 (最低価格)	2	80.4%	-
10	東芝テック株式会社	8010701016022	複写等の保守等	15	随意契約 (その他)	-	100%	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社JECC	2010001033475	トータルステーションの賃 貸借	87	随意契約 (その他)	-	100%	-
2	エイム販売株式会社	2020001078874	認証機の購入	60	一般競争契約 (最低価格)	1	99.9%	-
3	オリックス自動車株 式会社	7010401056220	小型貨物自動車等の賃 貸借	46	随意契約 (その他)	-	100%	-
4	株式会社日産フィ ナンシャルサービス	6040001013529	小型貨物自動車等の賃 貸借	44	随意契約 (その他)	-	100%	-
5	学校法人中央工学 校	9011505000632	法務局・地方法務局中実 量技術講習実施業務の委 託	32	一般競争契約 (最低価格)	1	98.3%	-
6	日立キャピタル株 式会社	6010401024970	トータルステーションの賃 貸借	24	随意契約 (その他)	-	100%	-
7	株式会社紀伊國屋 書店	4011101005131	書籍等の購入	23	一般競争契約 (最低価格)	1	96.7%	-
8	三井住友ファイナ ンス&リース株式 会社	5010401072079	トータルステーションの賃 貸借	17	随意契約 (その他)	-	99.3%	-
9	NECキャピタルソ リューション株式 会社	8010401021784	事務処理端末の賃貸借	14	随意契約 (その他)	-	100%	-
10	株式会社第一印刷 所	1110001002917	供託諸用紙、登記諸用紙 等の製造	10	一般競争契約 (最低価格)	2	98.3%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

#### 国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック 名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	C	オリックス自動 車株式会社	7010401056220	小型貨物自動車等の賃 貸借	58	一般競争契約 (総合評価)	2	97.1%	-
2	C	株式会社日産 フィナンシャル サービス	6040001013529	小型貨物自動車等の賃 貸借	53	随意契約 (その他)	-	100%	-

## 人権擁護委員制度の概要

- 人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて法務大臣が委嘱した民間ボランティア（国家公務員ではない。）
- 様々な職務経験を有する人権擁護委員が、民間人の視点に立って、地域に根ざした身近な人権擁護活動を展開（諸外国に例を見ない制度）

### 使命

- ・国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視
- ・基本的人権が侵犯された場合、その救済のため速やかに適切な処置を採る
- ・常に自由人権思想の普及に努める

### 人数

全国の各市町村に約14,000人

### 任期

任期は3年であるが、再任も可能

### 給与

給与は支給されないが、職務を行うために要した費用は弁償を受けることができる（実費弁償）

### 年齢

法律上の年齢制限はないが、運用として初任は68歳まで、再任の場合も75歳までとしている

## 人権擁護委員の活動と役割

### 人権相談活動

暴行・虐待、差別、セクハラ、インターネット上での誹謗中傷等の様々な人権に関する相談について、適切な助言を与えることで問題解決を図る活動

### 調査・救済活動

法務省の人権擁護機関と連携し、人権侵犯事件の調査・救済を行う活動

### 人権啓発活動

国民一人一人に人権を尊重することの重要性を認識させ、人権尊重の理念を日常生活に根付かせていく活動



人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

令和3年度行政事業レビューシート ( 法務省 )

<b>事業名</b>	人権擁護委員活動の実施			<b>担当部局庁</b>	人権擁護局	<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始年度</b>	昭和23年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	総務課	総務課長 杉浦 直紀			
<b>会計区分</b>	一般会計								
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	人権擁護委員法 法務省設置法第4条第28号			<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>主要政策・施策</b>	子ども・若者育成支援、障害者施策、男女共同参画、犯罪被害者等施策、IT戦略			<b>主要経費</b>	その他の事項経費				
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	日本国憲法の理念である「すべての国民に等しく基本的人権が尊重される社会」の実現のため、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的としている。								
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	①人権擁護委員制度は、昭和23年、日本国憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって自由人権思想の普及高揚を図ることが望ましいとの観点から発足したものであり、人権擁護行政の重要な役割を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4,000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、民間人の視点に立って、地域に根ざした身近な人権擁護活動を展開し、人権啓発活動、人権相談及び人権侵害の被害の救済を行っている。 ②人権擁護委員の活動をより実効的なものとするため、委員制度や委員の役割等について広報活動を実施する。								
<b>実施方法</b>	直接実施								
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
	予算の状況	当初予算	1,537	1,544	1,552	1,523	1,551		
		補正予算	-	-	▲ 158	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		1,537	1,544	1,394	1,523	1,551		
	執行額		1,522	1,523	1,131	-	-		
	執行率(%)		99%	99%	81%	-	-		
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		99%	99%	81%	-	-		
<b>令和3・4年度予算内訳(単位:百万円)</b>	<b>歳出予算目</b>	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	人権擁護委員実費弁償金	1,320	1,345	新たな成長推進枠:39					
	人権擁護業務庁費	201	204						
	人権擁護業務旅費	2	2						
	計	1,523	1,551						
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	<b>定量的な成果目標</b>	<b>成果指標</b>		<b>単位</b>	平成30年度	令和元年度	令和2年度	<b>中間目標3年度</b>	<b>目標最終年度</b>
	令和3年度に従事する人権啓発活動回数を過去3年間における平均実績以上とする。	人権啓発活動従事回数(暦年集計による数値)	成果実績	回	250,721	251,940	138,675	-	-
			目標値	回	250,310	250,757	251,742	213,779	-
			達成度	%	100.2	100.5	55.1	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典) 人権擁護委員に関する諸統計(令和3年版)									
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	<b>定量的な成果目標</b>	<b>成果指標</b>		<b>単位</b>	平成30年度	令和元年度	令和2年度	<b>中間目標3年度</b>	<b>目標最終年度</b>
	令和3年度に取り扱う人権相談件数を過去3年間における平均実績以上とする。	人権相談事件取扱件数(暦年集計による数値)	成果実績	件	115,196	107,837	73,030	-	-
			目標値	件	123,283	118,592	114,442	98,688	-
			達成度	%	93.4	90.9	63.8	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典) 人権擁護委員に関する諸統計(令和3年版)									

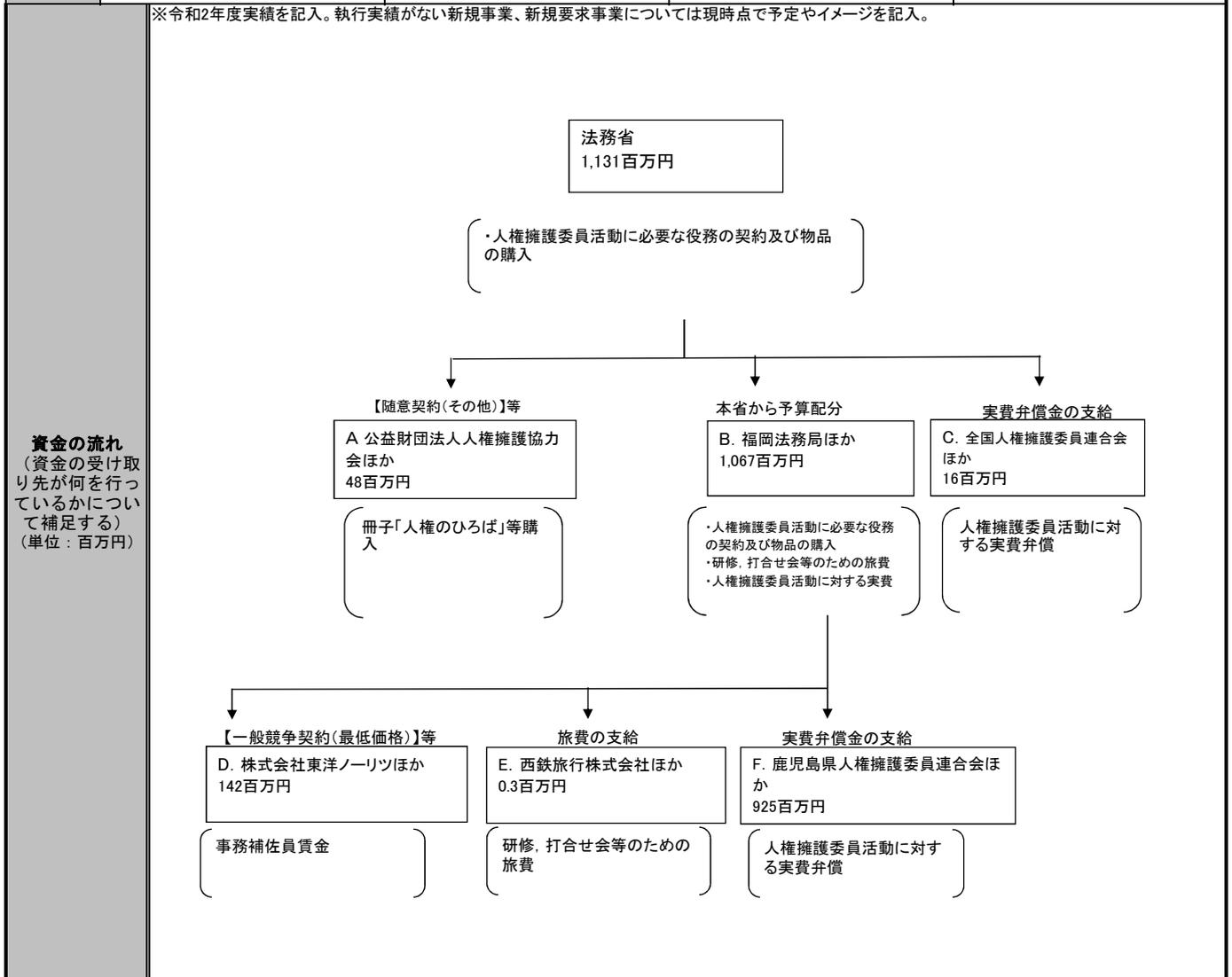
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度	目標最終年度 -年度	
	令和3年度における人権擁護委員の認知度を過去3か年の最大実績以上とする。	「知っている、聞いたことがある」とした回答数/調査対象数(18,000人)		成果実績	%	41.8	40.5	38.4	-
		目標値	%	35.4	41.8	41.8	41.8	-	
		達成度	%	118	96.9	91.9	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	令和2年度人権啓発活動等に関する効果検証等業務報告書								
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込	
	人権擁護委員制度周知用ポスター作成数		活動実績	枚	56,220	48,320	48,100	-	-
		当初見込み	枚	56,220	48,320	48,100	43,210	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込	
	人権擁護委員制度周知用パンフレット作成数		活動実績	枚	46,500	34,900	30,300	-	-
		当初見込み	枚	70,000	34,900	30,300	32,800	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込	
	人権擁護委員制度周知用リーフレット作成数		活動実績	枚	543,000	473,300	423,500	-	-
		当初見込み	枚	543,000	473,300	423,500	373,500	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込	
	全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所開設か所		活動実績	か所	2,537	2,560	0	-	-
		当初見込み	か所	2,593	2,568	0	1,848	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	執行額/(人権啓発活動従事回数+人権相談事件取扱件数)		単位当たりコスト	円	4,159	4,233	5,342	-	
		計算式	百万円/件	1,522百万円/365,917件	1,523百万円/359,777件	1,131百万円/211,705件	-		
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	人権の擁護(Ⅲ-11)							
		人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防(Ⅲ-11-(1))							
	測定指標	定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度
				実績値	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
					施策の進捗状況(実績)				
					-				
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
	人権相談・調査救済体制の整備			<p>法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット、手紙等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>					
			施策の進捗状況(実績)						
			-						

本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
<p>国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。</p> <p>人権相談体制の整備を通じて、虐待等による深刻な結果が生じる前に気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずることにより、被害の救済及び予防に寄与する。</p>											
新 経 済 ・ 財 政 再 生 計 画 改 革 工 程 表  2 0 2 0	取組事項	分野:	-	-		単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	(第一階層)	KPI (第一階層)									
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-	-	-	-	-
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係											
-											
事業所管部局による点検・改善											
	項 目					評 価	評価に関する説明				
国 費 投 入 の 必 要 性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。					○	憲法で保障されている国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることは、広く国民のニーズがある。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。					○	基本的人権の擁護は、憲法に基礎を置くものであるから、本事業については、地方自治体や民間に委ねることは適当でなく、国が統一的行う必要がある。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。					○	基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となつて行うことが必要であることから、政策目的の達成手段として必要かつ適切であり、また、政策体系の中で優先度の高い事業である。				
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。					△	<p>契約案件は基本的に一般競争入札としているが、「人権擁護委員の団体傷害保険」については、一者応札であったため、その他複数の保険会社に聴取したところ、現在の契約に対応する商品を取り扱っていないとのことであったため、次回入札に当たっては、費用についても動案の上、仕様につき検討する。</p> <p>また、人権擁護委員の執務参考図書のうち、「人権のひろば」、「人権擁護委員必携」及び「人権よろず困りごと相談事例」については、発行・販売している者が公益財団法人人権擁護協会のみであるため、その者と随意契約を行ったものである。</p>				
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となつたものはないか。					有					
	競争性のない随意契約となつたものはないか。					有					
	受益者との負担関係は妥当であるか。					-	-				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。					○	単位当たりコストは増加傾向にあるが、令和2年度についても5千円程度であり、妥当であると考えられる。 なお、今後も継続して、一般競争入札を実施することにより、コスト削減に努める。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。					-	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。					○	費目・使途は、人権擁護委員の活動として、あるいは、人権擁護委員の活動に供するものとして、真に必要なものに限定されている。				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)					○	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を取りやめた委員活動が多数あったため、不用率が高くなっている。				
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)					-	-					
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。					○	本省による一括調達の実施を行うなど、コスト削減に努めている。					

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	新型コロナウイルス感染症の影響により、接触型の人権啓発活動を通じた周知広報が十分にできなかったことなどから、成果実績は成果目標に見合ったものとはならなかったが、引き続き、成果目標を達成すべく活動を実施する。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	人権擁護委員は、市町村長が推薦する「人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある」人材であることから、人権擁護委員による地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動は効果的である。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見送ることとなった相談所開設に係る活動実績等を除き、おおむね当初見込みどおりの実績である。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	令和2年度における人権擁護委員の認知度については、前年度と比較すると2.1%減少しているが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、接触型の人権啓発活動を通じた周知広報が十分にできなかったことなどが考えられる。なお、人権擁護委員の認知度の減少幅は僅かであることを考慮すると、人権擁護委員制度周知用ポスター等は十分に活用されていると考えられる。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		子ども、女性、障害者等に関する人権問題について、他府省、地方公共団体、民間団体等と適切な役割分担の下、人権擁護啓発活動等を行っている。
	所管府省名	事業番号	
点検・改善結果	点検結果	人権擁護委員は、基本的人権の擁護及び自由人権思想の普及高揚を図ることを目的として、人権啓発や人権相談など各種人権擁護委員活動を実施しており、その活動は適切に行われたものと考えている。 また、本事業は、人権擁護委員の活動として、あるいは、人権擁護委員の活動に供するものとして生じた実費を弁償するなどしているところ、その執行に当たっては、活動実績等を踏まえた予算配分を行うなど、適正な執行が行われているものとする。	
	改善の方向性	実費弁償金等の執行に当たっては、活動実績等を踏まえつつ、引き続き適正な執行に努める。 人権擁護委員制度や委員の役割等については、ポスターの掲示やリーフレットの配布のほか、政府広報や地方自治体の広報誌等を活用するなど、国民に対する情報提供を適切に実施することにより、更なる認知度の向上に努め、国民の人権擁護に努めていくこととしたい。	
<b>外部有識者の所見</b>			
外部有識者による点検対象外である。			
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>			
一部の改善内容	各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。		
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>			
縮減	GEAライセンスの単価見直しにより経費の縮減を図った(▲3百万円)。 また、人権擁護委員制度等の認知度向上に向けた取組として、新型コロナウイルス感染症の影響により、接触型の人権啓発活動を通じた周知広報が十分にできなかったことを踏まえて、法務省及び人権擁護委員組織体のホームページ、政府広報及びSNSといった電子媒体を積極的に活用して、人権擁護機関及び相談窓口等の更なる周知を図るとともに、新たな人権課題等について専門家を招いて研修を行うなど、引き続き、人権擁護委員の相談対応等の能力向上に努めることとする。		
<b>備考</b>			
<p>平成29年行政事業レビュー公開プロセス実施  【レビューシート番号】0051 【事業名】人権擁護委員活動の実施 【評価結果】事業内容の一部改善  【取りまとめコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員の認知度の向上に向けた取組及びその活動の国民周知に注力する必要がある。</li> <li>・学校教育と連携した活動のPDCAサイクルを回す必要がある。</li> <li>・企業への人材協力の要請、専門家の活用を図る必要がある。</li> <li>・人権擁護委員の活動や、その国民周知の際に、IT技術を活用した方法を積極的に導入する必要がある。</li> </ul> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員制度の認知度向上に向けた取組として、政府広報の活用やSNSによる人権擁護機関及び相談窓口等の周知を実施するとともに、新たな人権課題等への相談対応等のため、専門家を招いた研修を実施した。</li> <li>・学校等における人権教室実施後において、アンケートを行うなどし、その効果検証に努めた。</li> <li>・企業から講師を招き、「企業と人権」をテーマとするシンポジウムを開催した。</li> </ul>			

関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年度	0058		
平成23年度	0054		
平成24年度	0059-1	0059-2	
平成25年度	0064		
平成26年度	0054		
平成27年度	0052		
平成28年度	0051		
平成29年度	0051		
平成30年度	0051		
令和元年度	法務省 - 0053		
令和2年度	法務省 - 0056		

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



費目・用途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.公益財団法人人権擁護協力会			B.福岡法務局		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	消耗品費	冊子「人権のひろば」等購入費	27.7	予算配分	人権擁護委員活動の実施経費	46
	計		27.7	計		46
	C.全国人権擁護委員連合会			D.株式会社東洋ノーリツ		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	人権擁護委員 実費弁償金	相談対応研修に必要な経費	9	消耗品	事務用品購入費	2
	人権擁護委員 実費弁償金	執務参考資料の作成・発送に要した経費	5	計		2
	計		14	計		2
	E.西鉄旅行株式会社			F.鹿児島県人権擁護委員連合会		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)	
旅費	人権擁護委員活動に必要な経費	0.3	実費弁償金	人権啓発物品購入費	15	
計		0.3	計		15	

### 支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人人権擁護協力会	2010005018638	冊子「人権のひろば」発刊	22	随意契約 (その他)	-	-	
2	公益財団法人人権擁護協力会	2010005018638	図書「人権よろず困りごと相談(続編)」発刊	5	随意契約 (その他)	-	-	
3	公益財団法人人権擁護協力会	2010005018638	図書「人権擁護委員必携」及び「人権よろず困りごと相談」発刊	0.7	随意契約 (その他)	-	-	
4	株式会社大塚商会	1010001012983	包括ソフトウェアライセンス販売	7	一般競争契約 (最低価格)	2	99.9%	-
5	三井住友海上火災保険株式会社	6010001008795	人権擁護委員行政協力員団体傷害保険契約	5	一般競争契約 (最低価格)	1	100%	-
6	個人A	-	事務補佐員賃金	4	その他	-	-	
7	コニカミノルタジャパン株式会社	9013401005070	複写機保守料	2	随意契約 (その他)	-	-	
8	朝日梱包株式会社	9010601040880	梱包発送及び引渡業務	0.9	一般競争契約 (最低価格)	2	85%	-
9	日通商事株式会社	1010001025515	デジタル複合機及びプリンタ等賃借	0.8	国庫債務負担行為等	-	-	
10	株式会社アドバンスクリエイティブ	4010401001674	研修講義撮影等業務	0.7	随意契約 (少額)	-	-	
11	株式会社ワンピシアーカイブズ	4010401065760	情報記録物保管集配業務	0.1	随意契約 (少額)	-	-	
12	三信電気株式会社	1010401012096	ウイルス対策ソフトウェア販売	0	随意契約 (少額)	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	福岡法務局	-	法務局・地方法務局における 人権擁護委員活動	46	その他	-	-	
2	名古屋法務局	-	法務局・地方法務局における 人権擁護委員活動	40	その他	-	-	
3	東京法務局	-	法務局・地方法務局における 人権擁護委員活動	40	その他	-	-	
4	札幌法務局	-	法務局・地方法務局における 人権擁護委員活動	36	その他	-	-	
5	鹿児島地方法務局	-	法務局・地方法務局における 人権擁護委員活動	33	その他	-	-	
6	熊本地方法務局	-	法務局・地方法務局における 人権擁護委員活動	30	その他	-	-	
7	福島地方法務局	-	法務局・地方法務局における 人権擁護委員活動	29	その他	-	-	
8	神戸地方法務局	-	法務局・地方法務局における 人権擁護委員活動	28	その他	-	-	
9	新潟地方法務局	-	法務局・地方法務局における 人権擁護委員活動	27	その他	-	-	
10	長野地方法務局	-	法務局・地方法務局における 人権擁護委員活動	27	その他	-	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	全国人権擁護委員 連合会	-	相談対応研修実施	9	その他	-	-	
2	全国人権擁護委員 連合会	-	執務参考資料の作成・発送	4	その他	-	-	
3	全国人権擁護委員 連合会	-	全国人権擁護委員連合会 ホームページ更新作業	1	その他	-	-	
4	全国人権擁護委員 連合会	-	全国人権擁護委員連合会 総会・研究大会実施会場 キャンセル料	0.4	その他	-	-	
5	全国人権擁護委員 連合会	-	京都コンgresサイドイ ベント出席旅費	0.1	その他	-	-	
6	全国人権擁護委員 連合会	-	航空券払い戻し手数料	0	その他	-	-	
7	人権擁護委員A	-	常駐委員による常駐業務	0.7	その他	-	-	
8	人権擁護委員B	-	常駐委員による常駐業務	0.5	その他	-	-	
9	人権擁護委員C	-	常駐委員による常駐業務	0.4	その他	-	-	
10	人権擁護委員D	-	常駐委員による常駐業務	0.2	その他	-	-	
11	人権擁護委員E	-	常駐委員による常駐業務	0.1	その他	-	-	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社東洋ノーリツ	8010001024196	事務用品販売	2	一般競争契約 (最低価格)	3	93.4%	-
2	個人B	-	事務補佐員賃金	2	その他	-	-	-
3	個人C	-	事務補佐員賃金	2	その他	-	-	-
4	個人D	-	事務補佐員賃金	2	その他	-	-	-
5	個人E	-	事務補佐員賃金	2	その他	-	-	-
6	個人F	-	事務補佐員賃金	2	その他	-	-	-
7	個人G	-	事務補佐員賃金	2	その他	-	-	-
8	個人H	-	事務補佐員賃金	2	その他	-	-	-
9	個人I	-	事務補佐員賃金	2	その他	-	-	-
10	個人J	-	事務補佐員賃金	2	その他	-	-	-

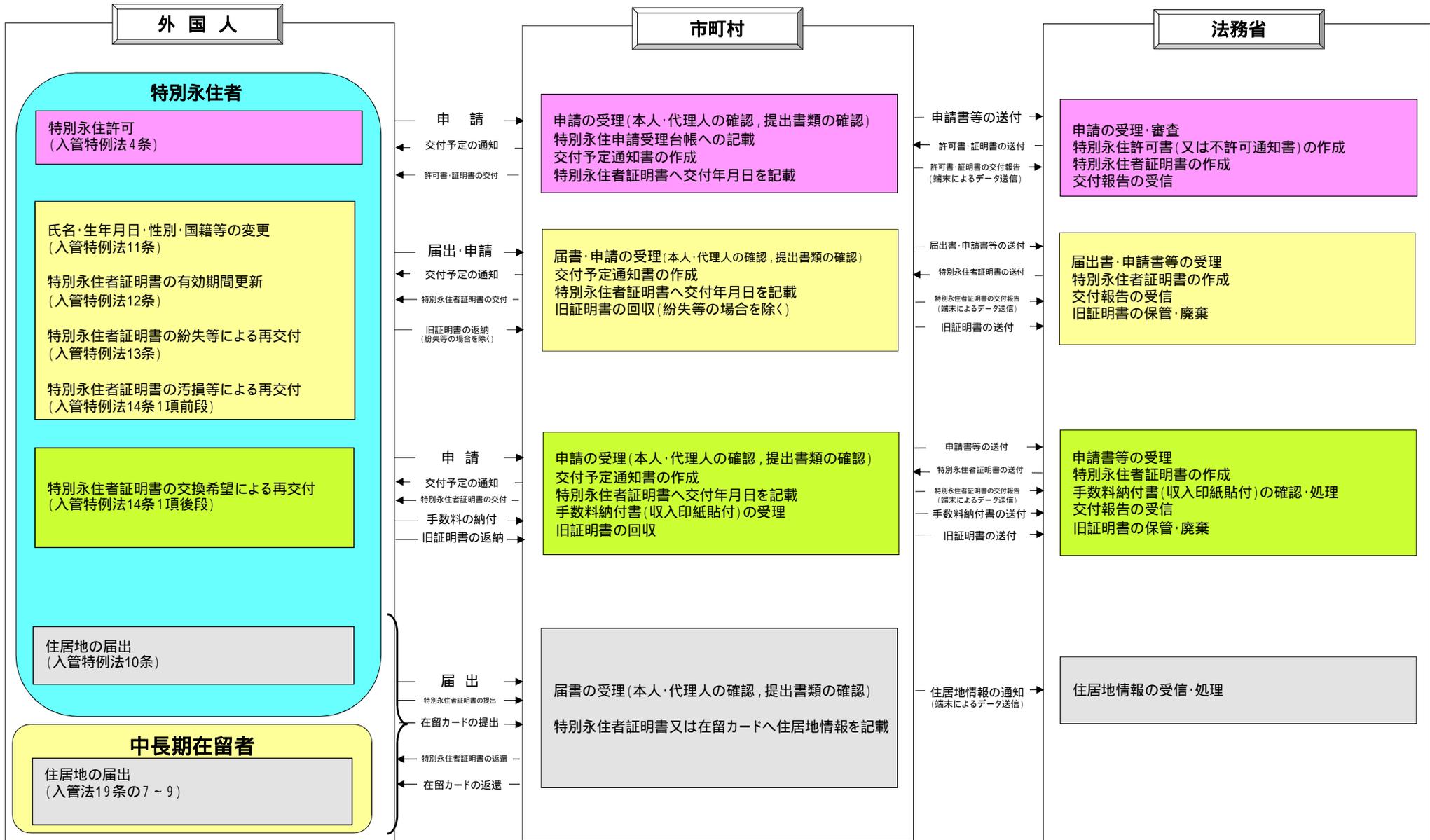
E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	西鉄旅行株式会社	2290001009530	出張チケット手配等業務	0	その他	-	-	-
2	株式会社日本旅行	1010401023408	出張チケット手配等業務	0	その他	-	-	-
3	アルプス・トラベル・サービス株式会社	2010801000724	出張チケット手配等業務	0	その他	-	-	-
4	個人K	-	職員の出張に要する旅費	0	その他	-	-	-
5	個人L	-	職員の出張に要する旅費	0	その他	-	-	-
6	株式会社JTBビジネス ストラベルソリューションズ	3010601027256	出張チケット手配等業務	0	その他	-	-	-
7	個人M	-	職員の出張に要する旅費	0	その他	-	-	-
8	個人N	-	職員の出張に要する旅費	0	その他	-	-	-
9	株式会社ホワイトド ルフィン	9330001008059	出張チケット手配等業務	0	その他	-	-	-
10	個人O	-	職員の出張に要する旅費	0	その他	-	-	-

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	鹿児島県人権擁護 委員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	15	その他	-	-	-
2	福岡県人権擁護委 員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	14	その他	-	-	-
3	札幌人権擁護委員 連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	12	その他	-	-	-
4	東京都人権擁護委 員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	10	その他	-	-	-
5	福島県人権擁護委 員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	10	その他	-	-	-
6	神奈川県人権擁護 委員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	9	その他	-	-	-
7	旭川人権擁護委員 連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	8	その他	-	-	-
8	和歌山県人権擁護 委員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	7	その他	-	-	-
9	岩手県人権擁護委 員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	7	その他	-	-	-
10	富山県人権擁護委 員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	7	その他	-	-	-

法定受託事務の流れ



令和3年度行政事業レビューシート ( 法務省 )

<b>事業名</b>	中長期在留者住居地届出等事務の委託			<b>担当部局庁</b>	出入国在留管理庁		<b>作成責任者</b>				
<b>事業開始年度</b>	平成24年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	総務課		総務課長 上原 龍				
<b>会計区分</b>	一般会計										
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	・出入国管理及び難民認定法 ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 ・地方自治法第2条第9項第1号			<b>関係する計画、通知等</b>	-						
<b>主要政策・施策</b>	-			<b>主要経費</b>	その他の事項経費						
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法務大臣が在留管理に必要な情報を一元的・継続的に把握する在留管理制度において、市町村の長が行うこととなる中長期在留者等の住居地届出受理等の事務を適正・円滑に遂行し、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。										
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	在留管理制度においては、出入国在留管理庁長官が在留外国人の情報を一元的・継続的に把握する必要があるところ、中長期在留者等の外国人の住居地情報については、市町村の長が外国人からの届出を受理し、出入国在留管理庁長官に通知したり、在留カードに記載する等の事務を行うこととなる。住居地情報は、在留管理制度の根幹をなすものであり、届出義務不履行に対しては、不利益処分や罰則が設けられているものであって、市町村の長が行うこれらの事務は極めて重要であり、第1号法定受託事務として、国がその経費の全部を負担すべきものとされている。 ※本委託事務は、委託費(補助金適正化法の適用を受けない)として行っているものである。										
<b>実施方法</b>	委託・請負										
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	1,078	1,178	1,361	1,297	1,217				
		補正予算	-	-	▲ 3	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-	-				
	計		1,078	1,178	1,358	1,297	1,217				
	執行額		1,072	1,175	1,340	-					
	執行率 (%)		99%	100%	99%	-					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		99%	100%	99%	-					
<b>令和3・4年度 予算内訳</b> (単位:百万円)	<b>歳出予算目</b>		令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由						
	中長期在留者住居地届出等事務委託費		1,297	1,217	件数増減によるもの						
	計		1,297	1,217							
<b>成果目標及び 成果実績</b> (アウトカム)	<b>定量的な成果目標</b>		<b>成果指標</b>			<b>単位</b>	平成30年度	令和元年度	令和2年度	<b>中間目標</b> - 年度	<b>目標最終年度</b> - 年度
					成果実績	-	-	-	-	-	-
					目標値	-	-	-	-	-	-
					達成度	%	-	-	-	-	-
<b>根拠として用いた 統計・データ名</b> (出典)	-										

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定量的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由		定量的な成果目標と平成30～令和2年度の達成状況・実績							
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	中長期在留者等の住居地届出等事務を適正・円滑に遂行する。	住居地届出等事務の対象となる在留外国人数	実績	人	2,731,093	2,933,137	2,887,116	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-			
			達成度	%	-	-	-	-	-		
単位当たりコスト	算出根拠	執行額 / 在留外国人の住居地届出等事務取扱件数	単位当たりコスト	円	619	613	756	3年度活動見込			
			計算式	百万円/件	1,072/ 1,731,212	1,175/ 1,917,246	1,340/ 1,773,468	-			
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備(V-13)									
	施策	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進(V-13-(1))(令和3年度より、円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現(V-13-(1))に変更)									
	政策評価	測定指標	定量的指標	実績値	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-		
			定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
			-	-	-	施策の進捗状況(実績)					
			-	-	-	-					
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	-										
	新経済・財政再生計画改革工程表 2020	取組事項	分野:	-							
KPI (第一階層)		KPI	単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
		成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
KPI (第二階層)		KPI	単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
		成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係											
-											

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	法定受託事務として市町村で行う中長期在留者住居地届出等事務に要する経費は、国が全額負担することになっている。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	法定受託事務として市町村において中長期在留者住居地届出等事務を行っている。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	出入国管理及び難民認定法第68条の2の規定に基づき、第1号法定受託事務とされている。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	出入国管理及び難民認定法第68条の2の規定に基づき、第1号法定受託事務とされている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	業務実績等を基に積算しており、妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	使途を明確にするため、人件費と物件費に区分し、予算配賦している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	実態調査を行い、執行状況の把握に努めている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	見込件数は過去の実績を基礎として推計しており、活動実績はおおむね見込みに見合ったものとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	市町村における中長期在留者住居地届出等事務に要する経費は、専ら国の利害に関係のある事務であるため、全額国(法務省)が負担することとされており、中長期在留者住居地届出等事務委託費を交付することにより中長期在留外国人の適正・公平な在留管理を行うとともに、反社会的な効果として外国人の利便性の向上にもつながっている。	
	改善の方向性	本事業については、昨年度に引き続き市町村が事務処理を行い、国がその費用を負担することで、適正・公平な在留管理を行うこととする。	
外部有識者の所見			
外部有識者による点検対象外である。			
行政事業レビュー推進チームの所見			
現状通り	引き続き効率的な予算の執行に努められたい。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
現状通り	-		
備考			

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	—		
平成23年度	—		
平成24年度	24新0002		
平成25年度	0073		
平成26年度	0060		
平成27年度	0058		
平成28年度	0057		
平成29年度	0057		
平成30年度	0057		
令和元年度	法務省 - 0059		
令和2年度	法務省 - 0062		

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
 (資金の受け取り先が何を  
 しているかについて補足する)  
 (単位: 百万円)

法務省  
 1,340百万円

中長期在留者住居地届出等事務委託



委託費

A 大阪市ほか  
 1,741自治体  
 1,340百万円

中長期在留者住居地届出等事務に要する人件費等

費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.大阪市			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	委託費	中長期在留者住居地届出等事務	51			
	計		51	計		0

### 支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	大阪市	6000020271004	中長期在留者住居地届出 等事務	51	その他	-	--	
2	名古屋市	3000020231002	中長期在留者住居地届出 等事務	29	その他	-	--	
3	横浜市	3000020141003	中長期在留者住居地届出 等事務	24	その他	-	--	
4	福岡市	3000020401307	中長期在留者住居地届出 等事務	21	その他	-	--	
5	京都市	2000020261009	中長期在留者住居地届出 等事務	18	その他	-	--	
6	新宿区	7000020131041	中長期在留者住居地届出 等事務	16	その他	-	--	
7	神戸市	9000020281000	中長期在留者住居地届出 等事務	14	その他	-	--	
8	川崎市	7000020141305	中長期在留者住居地届出 等事務	14	その他	-	--	
9	江戸川区	1000020131237	中長期在留者住居地届出 等事務	11	その他	-	--	
10	豊島区	8000020131164	中長期在留者住居地届出 等事務	11	その他	-	--	

# 行政事業レビューとは

参考資料 1

## 行政事業レビューとは

### 【自律性】

- ① 霞が関の各府省庁自らが、
- ② 全ての事業を対象に

### 【透明性】

- ③ 執行実態を明らかにした上で、点検の過程を「見える化」し、

### 【外部性、公開性】

- ④ 外部の視点を活用しながら点検を行い、

- ⑤ 結果を予算や執行等に反映させる、

取組である。

○ 無駄の削減や事業の効果的・効率的な実施のためには、まず各府省庁が自ら主体的に取り組むことが不可欠

○ 毎年、国の全ての事業(約5,000事業)を網羅的に点検し、徹底的、継続的に無駄や改善すべき点がないかチェック

○ 全ての事業について、統一した様式の「レビューシート」を作成  
事業の執行状況や成果、資金の流れ、自己点検の内容を全面公開

○ 点検の内容、点検を踏まえた対応を「レビューシート」上に公開  
⇒ 過程を透明化し、緊張感のあるチェックを実施

○ 前年度に新規に開始した事業や継続の是非を判断する必要がある事業など、全ての事業を5年に一度を目途に、外部有識者による点検を実施(約1,000事業)

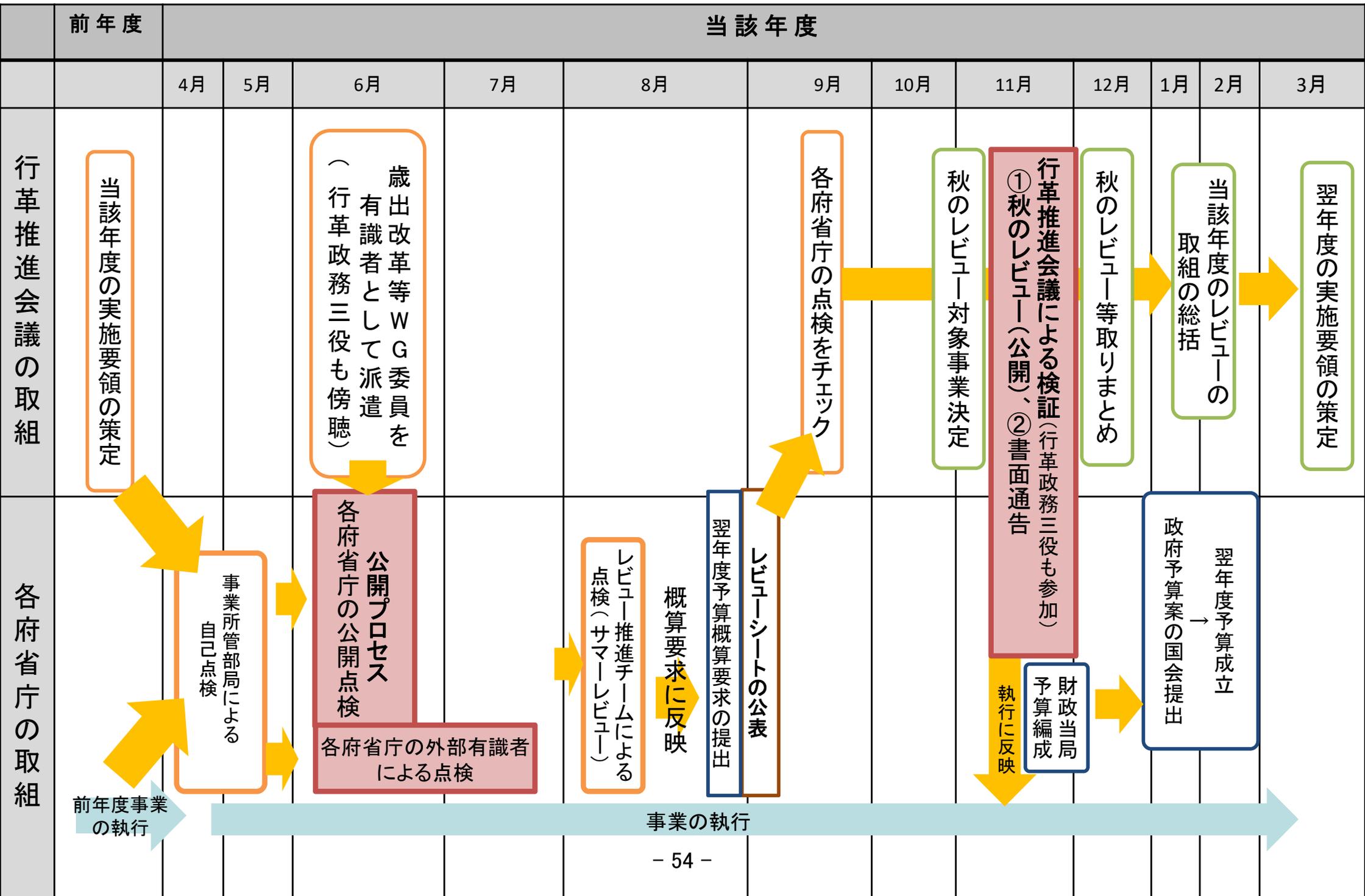
○ そのうち一部の事業について、公開の場で事業の点検を実施  
(公開プロセス)

○ 各府省庁によるレビュー終了後、行政改革推進会議が、各府省庁の自己点検が十分かどうかについて、公開の場で検証(秋のレビュー)

○ 「点検のための点検」ではなく、点検結果を翌年度予算の要求や事業の執行に反映

○ 秋のレビューの結果は予算編成過程で活用

# 行政事業レビューの年間スケジュール



## 論 点 等 整 理 シ ー ト

事業番号：0051

部 局 名	法務省人権擁護局		
政 策 ・ 施 策 名	人権の擁護		
事 業 名	人権擁護委員活動の実施		
予 算 額	平成28年度	平成29年度	
	1,292 百万円	1,507 百万円	
<b>【選定の視点, 理由等】</b>			
<p>当事業は、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が地域に根ざした身近な人権擁護活動を展開するものであるところ、近年、人権擁護行政を取り巻く状況は日々変化しており、実効性ある人権擁護活動を実施するためには、より効率的かつ効果的な人権擁護委員の活動のあり方について検討する必要がある。</p>			
<b>【論点等】</b>			
<p>○ 法務省の人権擁護機関では様々な人権課題に取り組んでいるところ、その時々々の社会情勢に応じた人権課題について重点的に取り組む必要がある。 → 限られた人員・予算の下、効率的に人権擁護活動を展開していくための方策を確立できないか。</p> <p>○ 人権擁護委員は市町村長の推薦に基づいて法務大臣が委嘱しているところ、重点課題に精通した人材の確保に努めていく必要がある。 → 人権擁護委員の人材確保や研修のあり方について見直しの余地はないか。</p> <p>○ 国民の基本的な人権の擁護伸長を図るため、法務省の人権擁護機関の一翼を担う人権擁護委員の活動を活性化させる必要がある。 → 人権擁護委員の活動経費となる実費弁償金に見直しの余地はないか。</p>			

平成29年度行政事業レビューシート ( 法務省 )									
事業名	人権擁護委員活動の実施			担当部局庁	人権擁護局			作成責任者	
事業開始年度	昭和23年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課			総務課長 森本 加奈	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	人権擁護委員法 法務省設置法第4条第28号			関係する計画、 通知等	-				
主要政策・施策	子ども・若者育成支援、自殺対策、障害者施策、男女共同参画、犯罪被害者等施策、IT戦略			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法の理念である「すべての国民に等しく基本的人権が尊重される社会」の実現のため、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的としている。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>①人権擁護委員制度は、昭和23年、日本国憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって自由人権思想の普及高揚を図ることが望ましいとの観点から発足したものであり、人権擁護行政の重要な役割を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4,000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、民間人の視点に立って、地域に根ざした身近な人権擁護活動を展開し、人権啓発活動、人権相談、人権侵害の被害者の救済を行っている。</p> <p>②人権擁護委員の活動をより実効的なものとするため、委員制度や委員の役割等について広報活動を実施する。</p>								
実施方法	直接実施								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	1,187	1,269	1,292	1,507	1,572		
	執行額	1,182	1,259	1,283					
	執行率 (%)	100%	99%	99%					
	当初予算+補正予算に対する 執行額の割合 (%)	100%	99%	99%					
	平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由				
人権擁護委員実費弁償金		1,245	1,336	平成30年度新規事業(特別人権課題専門研修の実施等)の計上による増  「新しい日本のための優先課題推進枠」76					
人権擁護業務庁費		261	235						
人権擁護業務旅費		1	1						
-		-	-						
-		-	-						
計		1,507	1,572						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 29年度	目標最終年度 -年度
	平成29年度に従事する人権啓発活動回数を前年度実績以上とする。	人権啓発活動従事回数 (暦年集計による数値)	成果実績	回	183,976	249,380	248,985	-	-
			目標値	回	237,223	222,654	225,906	248,985	-
			達成度	%	77.6	112	110	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	人権擁護委員に関する諸統計(平成29年版)								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 29年度	目標最終年度 -年度
	平成29年度に取り扱う人権相談件数を過去3年間における平均実績以上とする。	人権相談事件取扱件数 (暦年集計による数値)	成果実績	件	144,527	129,270	120,287	-	-
			目標値	件	153,681	148,805	140,169	131,361	-
			達成度	%	94	86.9	85.8	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	人権擁護委員に関する諸統計(平成29年版)								

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 29年度	目標最終年度 -年度	
	平成29年度における人権擁護委員の認知度を前年度実績以上とする。	人権擁護委員の認知度		成果実績	%	31.6	33.1	30.8	-
			目標値	%	27.7	31.6	33.1	30.8	-
			達成度	%	114.1	104.7	93.1	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	平成28年度人権啓発活動等に関する効果検証等業務報告書								
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	人権擁護委員制度周知用ポスター作成数	活動実績	枚	64,470	64,000	58,660	-	-	
当初見込み		枚	64,220	64,000	58,660	55,350	-		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	人権擁護委員制度周知用パンフレット作成数	活動実績	枚	100,000	75,000	70,000	-	-	
当初見込み		枚	90,000	75,000	70,000	70,000	-		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	人権擁護委員制度周知用リーフレット作成数	活動実績	枚	650,000	650,000	620,000	-	-	
当初見込み		枚	650,000	650,000	620,000	565,990	-		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所開設か所	活動実績	か所	2,631	2,612	2,670	-	-	
当初見込み		か所	2,621	2,631	2,611	2,638	-		
単位当たり コスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	執行額/(人権啓発活動従事回数+人権相談事件取扱件数)	単位当たり コスト	円	3,599	3,322	3,474	-		
計算式		百万円/ 件		1,182.2百万円 /328,503件	1,258百万円 /378,650件	1,283百万円 /369,272件	-		
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	人権の擁護(Ⅲ-10)							
	施策	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防(Ⅲ-10-(1))							
	測定指標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	-	-	国民の幅広い層に対して、人権に関心を持ってもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。				
	施策の進捗状況(実績)				-				
	測定指標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		人権相談・調査救済体制の整備	-	-	法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット、手紙等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。 また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。				
	施策の進捗状況(実績)				-				
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防に寄与する。								

ア ク シ ヨ ン ・ 財 政 再 生 グ ラ ム	改革項目	分野:	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度	
						-年度	-年度	-年度	-年度	-年度	
		成果実績	-	-		-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-											
<b>事業所管部局による点検・改善</b>											
	項 目				評 価	評 価 に関する説明					
国 費 投 入 の 必 要 性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	憲法で保障されている国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることは、広く国民のニーズがある。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	基本的人権の擁護は、憲法に基礎を置くものであるから、本事業については、地方自治体や民間に委ねることは適当でなく、国が統一的行う必要がある。					
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となっていくことが必要であることから、政策目的の達成手段として必要かつ適切であり、また、政策体系の中で優先度の高い事業である。					
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。				△	契約案件は基本的に一般競争入札としているが、「人権擁護委員の団体傷害保険」については、一者応札であったため、入札辞退者に確認したところ、保険料確定特約の記載が辞退理由であることが判明したことから、次回の入札に当たっては保険料確定特約を記載しないことも検討する。 また、人権擁護委員の執務参考図書のうち、「人権のひろば」及び「人権擁護委員必携」については、契約の相手方が公益財団法人人権擁護協力会に限定されているため、その者と随意契約を行ったものである。					
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。				有						
	競争性のない随意契約となったものはないか。				有						
	受益者との負担関係は妥当であるか。				-	-					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。				○	一般競争入札を実施することにより、コスト削減に努めている。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。				-	-					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。				○	費目・使途は、人権擁護委員の活動として、あるいは、人権擁護委員の活動に供するものとして、真に必要なものに限定されている。					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)				-	-					
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)				-	-						
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。				○	本省による一括調達の実施を行うなど、コスト削減に努めている。						
事 業 の 有 効 性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。				○	成果目標に見合った成果実績となっている。					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。				○	人権擁護委員は、市町村長が推薦する「人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある」人材であることから、人権擁護委員による地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動は効果的である。					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。				○	おおむね当初見込みどりの実績である。					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。				○	平成28年度における人権擁護委員の認知度については若干下がったが、これは調査対象の人数を拡大したことが原因であると考えられ、また、人権相談事件取扱件数は依然として高い水準にあることから、人権擁護委員制度周知用ポスター等は十分に活用されている。					
関 連 事 業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)				○	子ども、女性、障害者等に関する人権問題について、他省庁、地方公共団体、民間団体等と適切な役割分担の下、人権擁護啓発活動等を行っている。					
	所管府省名	事業番号	事業名								
			各種啓発活動等								
			-								
			-								

点検・改善結果	点検結果	<p>人権擁護委員は、基本的人権の擁護及び自由人権思想の普及高揚を図ることを目的として、人権啓発や人権相談など各種人権擁護委員活動を実施しており、その活動は適切に行われたものと考えている。</p> <p>また、本事業は、人権擁護委員の活動として、あるいは、人権擁護委員の活動に供するものとして生じた実費を弁償するなどしているところ、その執行に当たっては、活動実績等を踏まえた予算配分を行うなど、適正な執行が行われているものとする。</p>
	改善の方向性	<p>実費弁償金等の執行に当たっては、活動実績等を踏まえつつ、引き続き適正な執行に努める。</p> <p>人権擁護委員制度や委員の役割等については、ポスターの掲示やリーフレットの配布のほか、政府広報や地方自治体の広報誌等を活用するなど、国民に対する情報提供を適切に実施することにより、更なる認知度の向上に努め、国民の人権擁護に努めていくこととしたい。</p>

**外部有識者の所見**

**【公開プロセス実施】**

○評価結果

事業内容の一部改善

○取りまとめコメント

人権擁護委員の認知度の向上に向けた取組及びその活動の国民周知に注力する必要がある。  
 学校教育と連携した活動のPDCAサイクルを回す必要がある。  
 企業への人材協力の要請、専門家の活用を図る必要がある。  
 人権擁護委員の活動や、その国民周知の際に、IT技術を活用した方法を積極的に導入する必要がある。  
 (井上東委員、瀬戸洋一委員、中村美華委員、松村敏弘委員、山田真哉委員、ロバート・フェルドマン委員)

**行政事業レビュー推進チームの所見**

事業内容の改善	<p>システム機器については、再リース等による機器の効率的な利用を検討し、経費の削減を図るべきである。</p> <p>また、一者応札となっている契約について、仕様の見直し等の改善を図られたい。</p>
---------	--

**所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況**

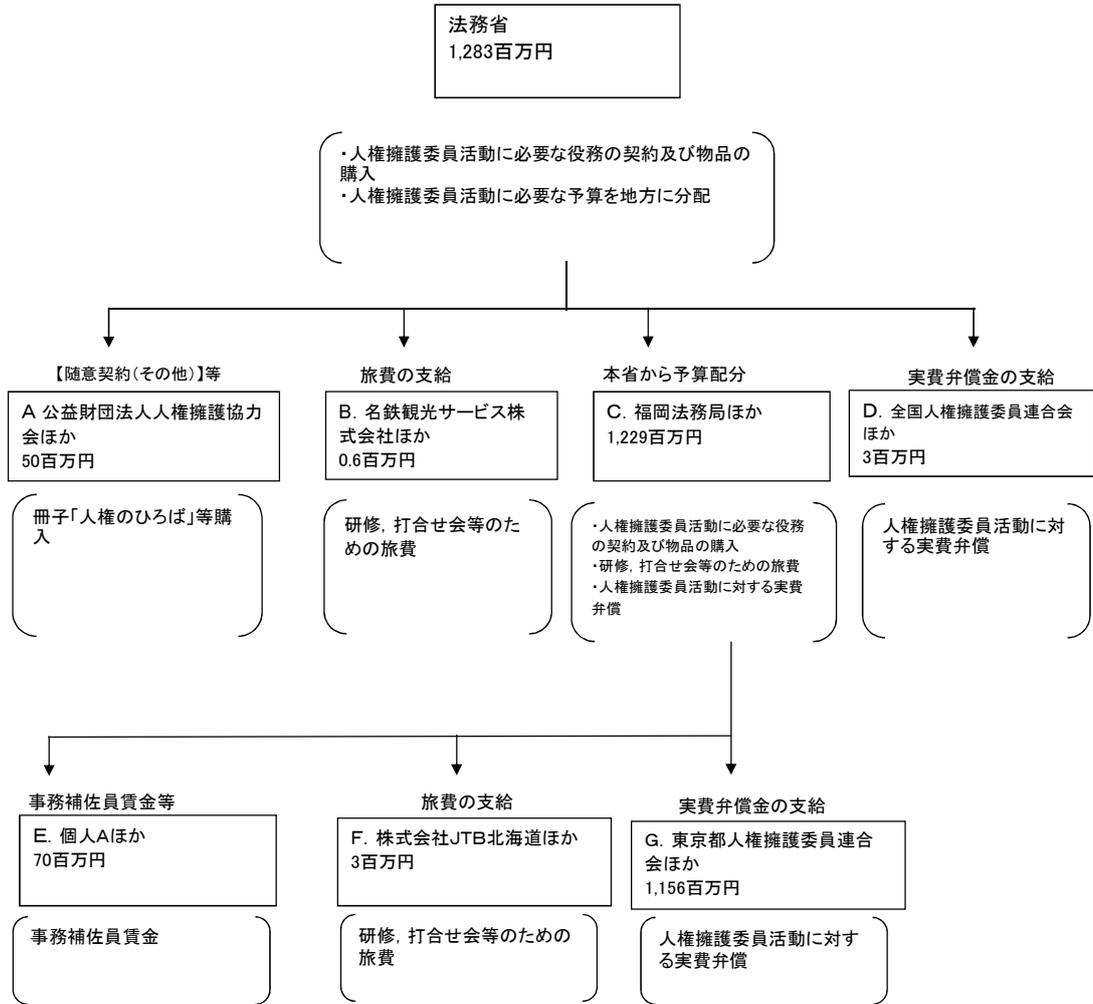
縮減	<p>公開プロセスにおける有識者コメントを踏まえ、人権擁護委員制度等の認知度向上に向けた取組を始め、人権教室等の学校における施策についての効果等を検証する取組、新たな人権課題に対する専門家の活用、ITを活用した人権擁護機関及び相談窓口等の周知等の方策について現在検討を進めている。</p> <p>また、人権擁護委員組織体端末の更新計画の見直し等により経費の削減を図った(▲4百万円)。</p> <p>なお、一者応札となっている調達(「人権擁護委員の団体障害保険」)については、複数者入札によるコスト削減を実現させるため仕様の変更を検討する。</p>
----	--

**備考**

**関連する過去のレビューシートの事業番号**

平成22年度	0058	平成23年度	0054	平成24年度	0059-1,0059-2	/
平成25年度	0064	平成26年度	0054	平成27年度	0052	
平成28年度	0051					

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

A.公益財団法人人権擁護協会			B.名鉄観光サービス株式会社		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
消耗品費	冊子「人権のひろば」等購入	24	旅費	人権擁護委員活動に必要な旅費	0.3
計		24	計		0.3

費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	C.福岡法務局			D.全国人権擁護委員連合会		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	予算配分	人権擁護委員活動の実施	43	人権擁護委員 実費弁償金	執務参考資料の購入・発送に要した経費	2
	計		43	計		2
	E.個人A			F.株式会社JTB北海道		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	賃金	事務補佐員賃金	2	旅費	人権擁護委員活動に必要な旅費	0.2
計		2	計		0.2	
G.東京都人権擁護委員連合会			H.			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
人権擁護委員 実費弁償金	人権啓発物品購入	6				
計		6	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人人権擁護協会	2010005018638	冊子「人権のひろば」購入	21	随意契約 (その他)	-	100%	-
2	公益財団法人人権擁護協会	2010005018638	新訂版人権擁護委員必携 (平成26年3月発行) 購入	3	随意契約 (その他)	-	100%	-
3	リコーリース株式会社	7010601037788	法務局通信NWシステム用 クライアントパソコン等賃貸 借	6	国庫債務負担 行為等	-	-	-
4	三井住友海上火災 保険株式会社	6010001008795	人権擁護委員行政協力員 団体傷害保険契約	4	一般競争契約 (最低価格)	1	94.1%	-
5	日通商事株式会社	1010001025515	デジタル複写機(複合機) 及びプリンタ等賃貸借	4	国庫債務負担 行為等	-	-	-
6	個人A	-	賃金	4	その他	-	-	-
7	株式会社大塚商会	1010001012983	包括ソフトウェアライセンス	3	一般競争契約 (最低価格)	2	99.6%	-
8	コニカミノルタジャパ ン株式会社	9013401005070	コピー機保守料	2	随意契約 (その他)	-	100%	-
9	株式会社エアーシッ プ	4030001001008	人権擁護委員指導者養成 研修講義内容DVDのコ ピー業務等	0.9	一般競争契約 (最低価格)	11	72.2%	-
10	朝日梱包株式会社	9010601040880	梱包発送及び引渡業務	0.4	一般競争契約 (最低価格)	4	83.3%	-
11	日立キャピタル株式 会社	6010401024970	法務局通信NW用システム 用クライアントパソコン等賃 借	0.2	随意契約 (少額)	-	-	-

## B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	名鉄観光サービス株式会社	4180001033060	出張チケット手配等業務	0.3	その他	-	-	
2	個人A	-	研修講師に対する旅費支給	0.2	その他	-	-	
3	個人B	-	研修講師に対する旅費支給	0.1	その他	-	-	
4	職員A	-	職員の出張に要する旅費	0	その他	-	-	
5	職員B	-	職員の出張に要する旅費	0	その他	-	-	
6	職員C	-	職員の出張に要する旅費	0	その他	-	-	
7	職員D	-	職員の出張に要する旅費	0	その他	-	-	
8	職員E	-	職員の出張に要する旅費	0	その他	-	-	
9	職員F	-	職員の出張に要する旅費	0	その他	-	-	
10	職員G	-	職員の出張に要する旅費	0	その他	-	-	

## C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	福岡法務局	-	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	43	その他	-	-	
2	東京法務局	-	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	42	その他	-	-	
3	名古屋法務局	-	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	41	その他	-	-	
4	大阪法務局	-	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	39	その他	-	-	
5	神戸地方法務局	-	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	37	その他	-	-	
6	千葉地方法務局	-	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	36	その他	-	-	
7	札幌法務局	-	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	33	その他	-	-	
8	さいたま地方法務局	-	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	33	その他	-	-	
9	新潟地方法務局	-	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	31	その他	-	-	
10	長野地方法務局	-	法務局・地方法務局における人権擁護委員活動	31	その他	-	-	

## D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	全国人権擁護委員連合会	-	執務参考資料の購入・発送に要した経費	2	その他	-	-	
2	人権擁護委員A	-	常駐委員に係る常駐経費	1	その他	-	-	
3	人権擁護委員B	-	常駐委員に係る常駐経費	0.1	その他	-	-	
4	人権擁護委員C	-	常駐委員に係る常駐経費	0.1	その他	-	-	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	事務補佐員賃金	2	その他	-	-	
2	個人B	-	事務補佐員賃金	2	その他	-	-	
3	個人C	-	事務補佐員賃金	2	その他	-	-	
4	個人D	-	事務補佐員賃金	2	その他	-	-	
5	個人E	-	事務補佐員賃金	1	その他	-	-	
6	個人F	-	事務補佐員賃金	1	その他	-	-	
7	個人G	-	事務補佐員賃金	1	その他	-	-	
8	リコージャパン株式会社	1010001110829	コピー機保守料	0.5	随意契約 (少額)	-	-	
9	新日本法規出版株式会社	5180001036822	書籍等購入費	0.3	随意契約 (少額)	-	-	
10	京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社	8010901029220	コピー機保守料	0.2	随意契約 (少額)	-	-	

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社JTB北海道	5430001007087	人権事務指導等に必要 な旅費	0.2	その他	-	-	
2	西鉄旅行株式会社	2290001009530	人権事務指導等に必要 な旅費	0.1	その他	-	-	
3	ニューフールトツーク スト中国観光株式会 社	4240001008675	人権事務指導等に必要 な旅費	0.1	その他	-	-	
4	ラド観光九州株式会 社	9330001008059	人権事務指導等に必要 な旅費	0.1	その他	-	-	
5	四国旅客鉄道株式 会社ワープ	1470001002014	人権事務指導等に必要 な旅費	0.1	その他	-	-	
6	株式会社タビックス ジャパン	8010001050044	人権事務指導等に必要 な旅費	0.1	その他	-	-	
7	株式会社中央ツーリ スト	4360001001412	人権事務指導等に必要 な旅費	0	その他	-	-	
8	株式会社テーオー小 笠原	1440001001290	人権事務指導等に必要 な旅費	0	その他	-	-	
9	個人A	-	人権事務指導等に必要 な旅費	0	その他	-	-	
10	株式会社カンボトラ ベル	7220001001893	人権事務指導等に必要 な旅費	0	その他	-	-	

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京都人権擁護委 員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	6	その他	-	-	
2	神奈川県人権擁護 委員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	5	その他	-	-	
3	埼玉県人権擁護委 員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	5	その他	-	-	
4	大阪府人権擁護委 員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	5	その他	-	-	
5	鹿児島県人権擁護 委員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	5	その他	-	-	
6	青森県人権擁護委 員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	4	その他	-	-	
7	札幌人権擁護委員 連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	4	その他	-	-	
8	函館人権擁護委員 連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	3	その他	-	-	
9	兵庫県人権擁護委 員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	3	その他	-	-	
10	宮崎県人権擁護委 員連合会	-	人権啓発物品購入費実費 弁償	3	その他	-	-	

## 法務省行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめ結果

事業名	評価結果	取りまとめコメント
<p>検察総合情報管理システムの運営</p>	<p>事業全体の抜本的な改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの再構築により, 新技術, セキュリティ強化を充実させるとともに, コストを適正化する必要がある。</li> <li>・システム再構築の検討をスピードアップする必要がある。</li> <li>・成果目標に事務処理に係る時間コストを導入する必要がある。</li> </ul>
<p>人権擁護委員活動の実施</p>	<p>事業内容の一部改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員の認知度の向上に向けた取組及びその活動の国民周知に注力する必要がある。</li> <li>・学校教育と連携した活動のPDCAサイクルを回す必要がある。</li> <li>・企業への人材協力の要請, 専門家の活用を図る必要がある。</li> <li>・人権擁護委員の活動や, その国民周知の際に, IT技術を活用した方法を積極的に導入する必要がある。</li> </ul>